

## 資料 2 – 1

# みやぎ子ども・子育て幸福計画 (令和2年度～令和6年度)

## (中間案)



宮 城 県



# 目 次

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制及び進行管理	3
5 市町村等との連携・協働	3
II 計画の基本理念等について	5
III みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）の基本理念や 施策等の体系図	7
IV 計画で推進する施策及び事業	9
1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり	
(1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重	9
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進	10
(3) 経済的支援等による子育て環境の整備	11
(4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進	12
2 幼児期の教育・保育の確保と充実	
(1) 学校教育・保育の提供の確保・充実	14
(2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実	16
(3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上	17
(4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続	18
3 子どもの成長を支える教育の推進	
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会 参加の促進	19
(2) 家庭や地域の教育力の向上	27
(3) 特別支援教育の充実	28
(4) 次代の親の育成	30
4 健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実	
(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実	32
(2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進	34
(3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実	35

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応	
(1) 心に問題を抱える子どもへの対策	38
(2) 児童虐待防止対策の充実	40
(3) 社会的養護体制の充実	43
(4) 子どもの貧困対策の推進	47
(5) ひとり親家庭支援の推進	48
(6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備	48
6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進	
(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し	51
(2) 両立を支援する教育・保育の提供の充実	52
(3) 結婚を支援する取組の推進	54
7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備	
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	55
(2) 子どもの安全の確保	56
8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援	
(1) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援	59
(2) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実	60
V 指標	61
VI 資料編	

## I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」 の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制及び進行管理
- 5 市町村との連携・協働



# I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（令和2年度～令和6年度）の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成27年に策定した「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第Ⅰ期に基づき、健やかな子どもの成長を支援するため、様々な施策を推進してきました。しかし、依然として少子化は進行しており、保育所等入所待機児童も解消には至っておらず、いじめ・不登校は引き続き深刻な状況であり、児童虐待は増加傾向にあるなど、子ども・子育てを取り巻く環境には課題が山積しています。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災から9年が経過した現在においても、その影響により心に傷を負い、学校や家庭において困難を抱えながら生活している子どもたちがいます。また、その家庭も同様に、震災前とは異なる住環境や経済状況の中で、不安やストレスを抱えながら子育てをしています。

「平成30年県民意識調査」においては、「宮城県震災復興計画」で掲げている24の取組のうち、本計画に関連する取組である「未来を担う子どもたちへの支援」について、「重要」又は「やや重要」と回答した割合が79.0%であるのに対し、「満足」又は「やや満足」と回答した割合が46.4%とかい離が大きく、期待が特に大きい分野であるにもかかわらず、その期待に十分に応えていないと考える方が多いことがうかがえます。

また、平成27年10月に施行された「みやぎ子ども・子育て県民条例」においては、子どもに関わる保護者、県民、地域社会の役割が定められ、県の責務として、「子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するもの」、「国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するもの」と定められました。

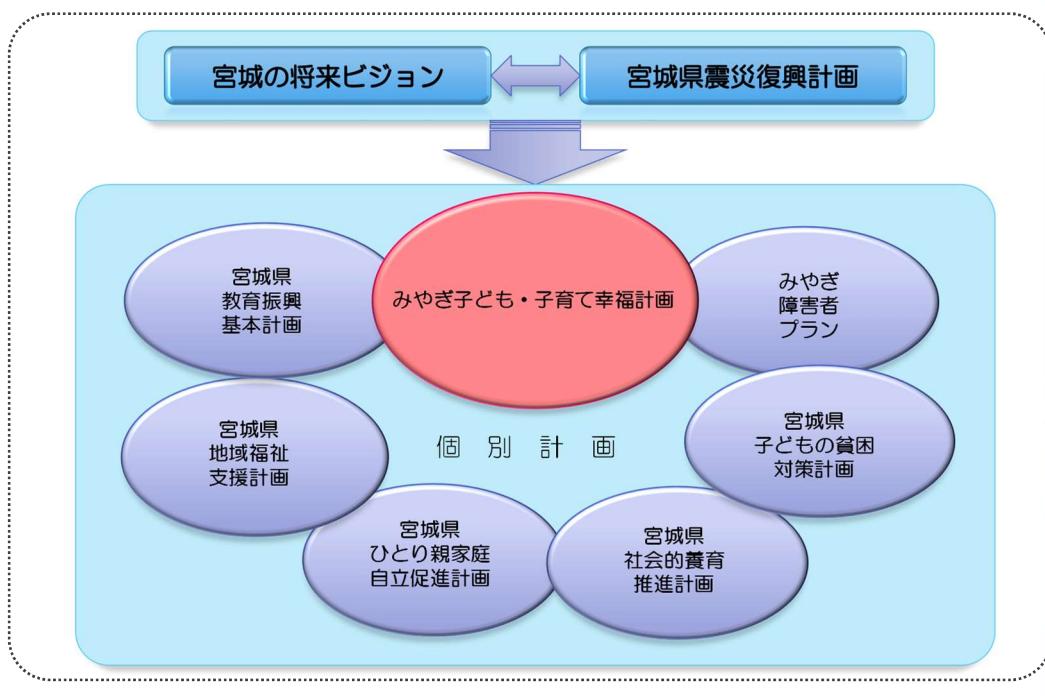
これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、第Ⅰ期計画を基本に、みやぎ子ども子育て県民条例に基づく基本的施策を盛り込んだ「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、子ども・子育て支援に関する次の法律及び条例に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づき宮城県が策定する「地域行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づき、宮城県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ みやぎ子ども・子育て県民条例（平成27年10月13日宮城県条例第67号）第24条に基づき、知事が定める「子ども・子育てに関する基本的な計画」

また、県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。



## 3 計画の期間

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、5年を一期として策定するものとされており、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

## 4 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要となります。

このため、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の推進に当たっては、平成19年1月に設置した知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

進行管理に当たっては、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」、「宮城県子ども・子育て会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行い、その結果等については、次世代育成支援対策推進法第9条第6項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第25条に基づき、毎年度公表します。

## 5 市町村等との連携・協働

県は、市町村が実施する子ども・子育て支援施策を支援するほか、国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。



## **II 計画の基本理念等について**



## II 計画の基本理念等について

子どもたちは、一人一人がかけがえのない存在です。

子どもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、親は子どもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものであります。

子どもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民全ての願いです。

近年、子どもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、子どもを生むこと、育てるに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。また、東日本大震災の影響により、未だに多くの子どもやその家族が心に問題を抱えています。

このようなことから、宮城の子どもたちが健やかに育っていくように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育ての希望を持つことができるよう、子どもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

そして、すべての子ども、すべての保護者が幸せになることを目標に取り組んでいくことが本県の使命であります。

このような認識の下、計画の基本理念を次のように設定します。

### 基本理念

誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。

### 6つの視点

県は、理念達成のために、次のような視点に立ってアプローチを行っていきます。

#### 視点1 — すべての子どもの幸せの視点 —

すべての子どもの生命や人権が尊重され、健やかに成長していくことができるように、一人一人の子どもが生まれ育った環境に配慮し、子どもにとっての幸せを最優先して、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

## 視点2 — すべての保護者への応援の視点 —

すべての保護者が、希望を持って子育てができるよう、出産・子育てに対する個別のニーズや子どもの成長に応じた切れ目のない支援を受けることができる環境の整備に努め、また、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという点にも配慮して、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

## 視点3 — 仕事と生活の調和実現の視点 —

働き方の見直しを進め、雇用環境の整備を支援し、保護者が子育てしていくても安心して仕事ができる社会の実現を目指します。そして、男女が協力して子育てをすることができるよう、自治体、企業及び働く者による共通理解を図り、仕事と生活の調和実現の視点から、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

## 視点4 — 地域全体での子ども・子育て応援の視点 —

国・地方公共団体はもとより、家庭・企業・教育施設・児童福祉施設・関係団体等が各自の役割を果たすとともに、連携しながら地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で温かく見守りながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

## 視点5 — 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点 —

結婚、出産及び子育てには、人それぞれ様々な希望があることから、個人の価値観を尊重し、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮しながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

## 視点6 — 東日本大震災の影響をうけた子ども・保護者への心のケアの視点 —

震災の影響により心に問題を抱えた子どもやその家族に対し、国・県・市町村・関係機関等が連携しながら、長期的かつきめ細かい支援の充実を図り、震災の影響をうけた子どもが希望する進路選択を実現できよう、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

**III 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」  
の基本理念や施策等の体系図**



### Ⅲ みやぎ子ども・子育て幸福計画 (令和2年度～令和6年度) の基本理念や施策等の体系図

#### 基本理念

誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。

#### 基本理念達成に向けての視点

1. すべての子どもの幸せの視点
2. すべての保護者への応援の視点
3. 仕事と生活の調和実現の視点
4. 地域全体での子ども・子育て応援の視点
5. 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点
6. 東日本大震災の影響をうけた子ども・保護者への心のケアの視点

#### 推進する施策とその主な内容

##### 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- (1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備
- (4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

##### 2 教育・保育の確保と充実

- (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

##### 3 子どもの成長を支える教育の推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

##### 4 健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実

- (1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実
- (2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進
- (3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の推進

##### 5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心に問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) ひとり親家庭支援の推進
- (6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備

##### 6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援するための教育・保育の提供の充実
- (3) 結婚を支援する取組の推進

##### 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

##### 8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

- (1) 震災の影響をうけた子どもが希望する進路選択を実現するための支援
- (2) 震災の影響をうけた子どもの心のケアの充実



## IV 計画で推進する施策及び事業

- 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり
- 2 幼児期の教育・保育の確保と充実
- 3 子どもの成長を支える教育の推進
- 4 健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実
- 5 支援を必要とする子どもや家庭への対応
- 6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進
- 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備
- 8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援



## IV 計画で推進する施策及び事業

### 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

#### (1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重

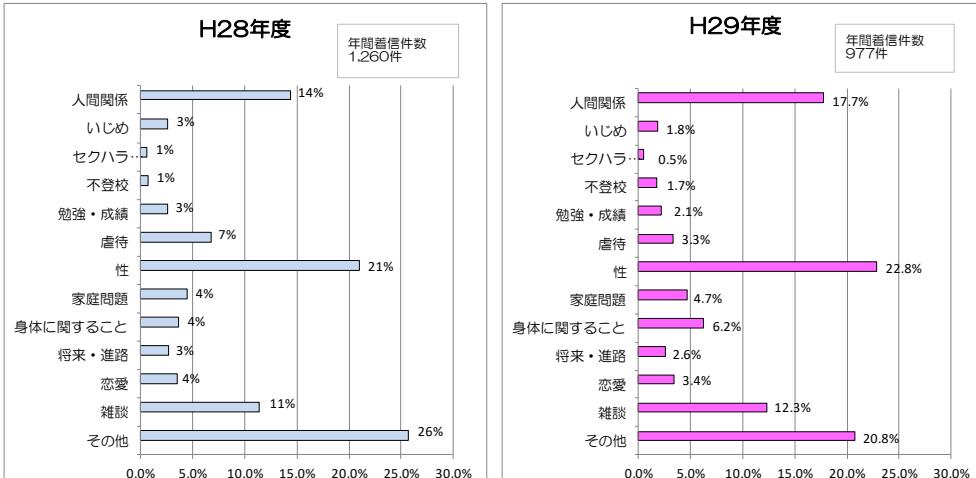
##### 現状と課題

- ◆我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」いわゆる「子どもの権利条約」に批准し、25年が経過しましたが、社会に十分浸透したとはいえない状況にあります。
- ◆子どもは社会的に弱い立場にあり、権利の侵害を受けやすいため、児童虐待、学校でのいじめ、不登校などの子どもをめぐる問題が発生しており、その件数は増え続けています。さらに、東日本大震災に伴った、家庭環境や生活環境の変化による影響は大きく、問題をより深刻化・複雑化させています。
- ◆全ての子どもが持つ「権利」を子ども自身が意識し、その大切さを子どもだけではなく、親や学校などの子どもと関わる関係者がしっかりと認識するとともに、親や指導者の資質向上と指導力の強化を図る必要があります。
- ◆子どもが社会の一員として尊重され、当事者としての子どもの意見が適切に反映される社会づくりが必要であるとともに、権利を侵害された子どもに対する効果的なケアや、問題を抱える家族等に対する支援が必要となっています。

##### 【関連データ】

###### 子ども専用相談電話内容

NPO法人による宮城県の電話相談の事柄別集計



※いじめに関するデータは21ページ、不登校に関するデータは39ページに記載。

##### 基本的方向性

- ◆子どもの権利が大切にされる社会を構築するため、教育関係者、子育て・支援者及び医療関係者など子どもに関わる関係者と連携しながら、子どもが互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切にした人間関係を築くための指導を充実するとともに、子どもの権利についての普及・啓発を進め、人権に対する理解と認識を深めることにより、社会全体への浸透を図ります。

- ◆子どもも「社会の一員」としての人権や自由が尊重される社会の実現を目指し、子どもたち自身が社会への参画意識を高めるとともに、社会における責任感の醸成を図ります。
- ◆本県において、特に深刻な問題である「いじめ」について、学校の枠を超える児童生徒が主体となって話し合い、いじめの未然防止に向けた行動について考える機会を提供します。
- ◆子どもをケアする仕組みについては、子ども総合センターや児童相談所の取組を中心に、その他関係機関と連携を図りながら、きめ細かいケアを行っていくとともに、権利を侵害された子どもに対するケアのほか、それぞれの実情に合った家族再統合に向けた取組を支援していきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
人権教育指導者養成事業 (生涯学習課)	県	地域社会や学校、医療現場等での子どもの人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権に関する学習活動を推進する指導者の資質向上と指導力の強化及び社会全体への浸透を図るため、教育関係者、医療関係者等を対象とした研修会を開催します。
人権問題啓発事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	地域住民の人権問題に対する正しい認識を広め、基本的人権の擁護に資することを目的に、研修会を開催します。
子ども人権対策事業 (子ども・家庭支援課)	県	子どもの人権擁護や福祉向上を図るため、虐待防止のための啓発リーフレットの配布や関係機関とのネットワークの強化、研修会の開催などを行います。
いじめ問題を考えるフォーラム (義務教育課)	県	県内各地の小・中学校から児童生徒が集い、いじめをなくすために主体的に考え、具体的な取組を発表するフォーラムを開催します。
みやぎ若者活躍応援事業 (共同参画社会推進課)	県	中学生を対象に、知事や各界の第一人者の講話やグループワーク等による「ネクストリーダー養成塾事業」を実施し、次代のリーダーの育成を図ります。また、県政課題等について意見を表明する機会を提供するなど、青少年の社会参加の意識を高めます。

**(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進**

**現状と課題**

- ◆少子化の影響による兄弟姉妹の数の減少で、異年齢の中で育つ機会が減少し、また、社会性の基礎を形づくる「人とのかかわり」の機会も乏しい状況にあります。
- ◆社会環境が大きく変化し、子どもの抱える問題が多様化・複雑化する中で、健全な育成に資する取組が求められています。
- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難な状況にあります。さらに、東日本大震災により、家族等を失ったり、居住地の移転を余儀なくされたことなどによっても、子育ての負担や不安、孤立感がより高まっています。

### 【基本的方向性】

- ◆将来親や支援者となる若者の子育てに対する親近感を育むため、学校や関係機関等と連携しながら、子どもに触れ合う機会を創出していきます。
- ◆子どもの健全な育成のため、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの育成を支援する者の活動の充実、資質の向上を図っていきます。また、子どもが地域の一員として地域づくりに参画することにより、子ども自身の成長のみならず、地域の活性化につながることから、地域づくりへの子どもの参画を促進していきます。
- ◆社会全体による子ども・子育て支援の機運を醸成するため、市町村や関係団体等とネットワークを形成しながら、子育て支援推進の普及啓発をしていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子育て県民運動推進事業 (子育て社会推進室)	県	各関係機関との協働により、地域全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
青少年育成県民運動推進事業 (共同参画社会推進課)	県	「青少年は地域社会からはぐくむ」という考えに立ち、県民意識の啓発や、各関係機関と連携して県民運動を展開し、次世代を担う青少年の健全育成を図ります。
協働教育推進総合事業 (生涯学習課)	県	家庭・地域・学校との協働による教育活動を通じて、放課後の体験プログラムの提供や、地域住民との交流の機会を提供し、子どもと地域のネットワークの構築を図ります。

### （3）経済的支援等による子育て環境の整備

#### 【現状と課題】

- ◆少子化の要因の一つとして、子育てにかかる経済的負担があげられますか、我が国の雇用を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあるほか、ひとり親家庭の割合が増加しており、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。
- ◆子どもを生み育てやすい社会の構築のため、子育てにかかる経済的負担感を軽減する妊娠期から就学終了までの長期的な支援が必要です。
- ◆改正子ども・子育て支援法により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、就学後においても、家庭の経済的な理由で子どもが修学をあきらめることができないよう奨学のための支援が必要です。

#### 【基本的方向性】

- ◆家庭の経済的理由により、子どもを産み育てたいという希望を断念したり、学習意欲のある子どもが進学や修学が困難となることがないよう、経済的環境に左右されない生育環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。
- ◆国の動向などを踏まえて、各種支援制度の拡大や新たな取組の検討等を行っていきます。

## 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
乳幼児医療費助成事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	各市町村が実施している乳幼児医療費助成制度に対して補助金を交付します。
子育て世帯支援融資事業 【通称「みやぎっこ応援ローン」】 (子育て社会推進室)	県	県と県内に本店のある金融機関が連携して創設した子育て世帯向けの優遇融資制度により、子どもを養育している保護者に対して、子育てに必要な資金全般を対象に融資を行います。
小学校入学準備支援事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する小学校入学祝金等支給事業にかかる経費について、第3子以降の子どもを対象とした事業費に対して補助金を交付します。
高等学校等育英奨学資金貸付事業 (高校教育課)	県	経済的な理由により修学に困難がある生徒に対して奨学資金を貸し付けることによって修学を支援し、有為な人材を育成します。
東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金事業 (教育庁総務課・子ども・家庭支援課)	県	東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、当該児童生徒に対し支援金・奨学金を給付します。
遺児等サポート奨学金事業 (教育庁総務課)	県	東日本大震災以外の要因により保護者を亡くした小学生及び中学生の修学を支援することを目的として、当該小学生及び中学生に対し奨学金を給付します。
児童手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	市町村	家庭等における生活の安定に寄与とともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの子どもを養育等している者に対して手当を支給します。
児童扶養手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	県 市	ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、子どもを養育等している者に対して手当を支給します。

## (4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

### 現状と課題

- ◆子育てを取り巻く社会環境が大きく変化し、地域において個人及び団体が行う子育て支援活動が重要な役割を担っています。
- ◆個人及び団体が行う子育て支援活動を促進するために、相互に交流し、活動内容を県民に広く情報提供していくことが必要です。

### 基本的方向性

- ◆地域で子育て支援活動に取り組む個人及び団体を調査・把握し、活動内容の情報発信を図るほか、関係団体やNPO等による地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。

◆地域で子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図り、子育て家庭に必要な情報を適切に提供していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
みやぎっこ応援隊登録事業 (子育て社会推進室)	県	地域で子育て支援活動に取り組む団体又は個人を「みやぎっこ応援隊」として登録することで、活動内容の公表や、応援隊同士の相互交流の機会を創出し、ネットワークを広げます。
みやぎ教育応援団 (生涯学習課)	県	地域で子どもの教育活動を支える個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録することで、子どもの学習・体験活動の充実・活性化を図ります。

## 2 教育・保育の確保と充実

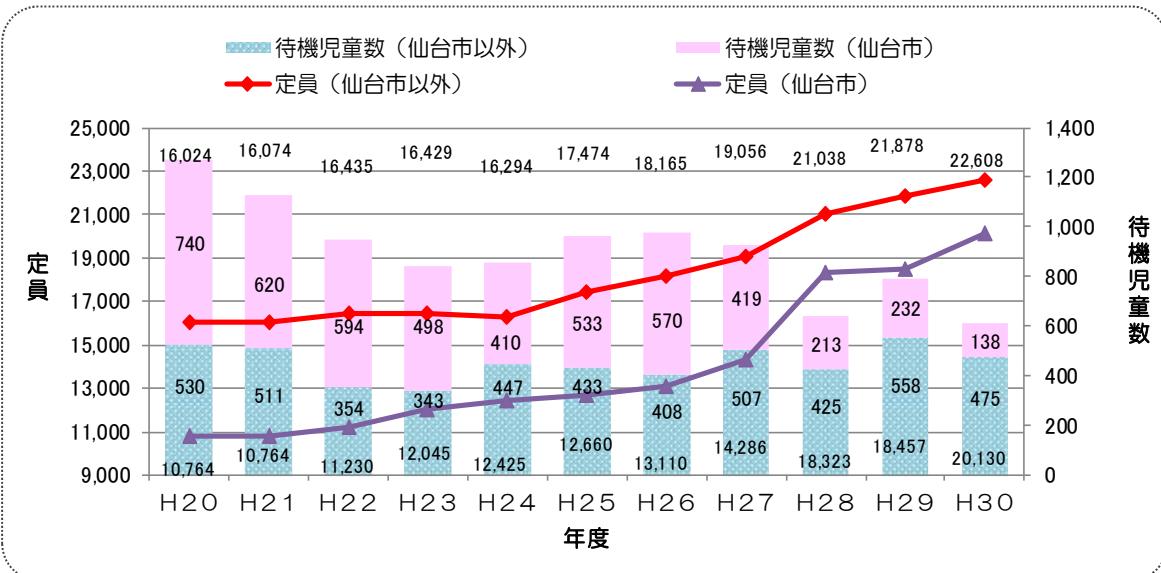
### (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実

#### イ 待機児童の計画的な解消

##### 現状と課題

- ◆都市部を中心に、女性就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別では3歳未満の低年齢児が多い傾向にあります。
- ◆女性の社会進出や経済的理由などから、子どもが生まれた後も働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のためには、待機児童の解消や多様なニーズに応じた支援の充実が喫緊の課題となっています。さらに、令和元年10月からの幼児教育無償化による利用ニーズの拡大への対応も求められています。
- ◆一方で、都市部を除く地域の一部では、少子化により入所人員が定員に満たない保育所等も存在しています。

##### 【関連データ】



##### 基本的方向性

- ◆平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から施行されている「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図っていきます。
- ◆待機児童の解消に向けては、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に関する制度の周知や移行支援などにより、施設整備や既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆待機児童が比較的多い都市部における受け皿の確保や、働き方に応じた柔軟な保育サービスなど、ニーズに応じた対応を図るため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育あるいは企業主導型保育事業の展開を促進するなど、入所受入児童数の拡大を図っていきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
待機児童解消推進事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する保育所整備等に対して財政支援をすることなどにより、保育を必要とする子どもの受け皿確保を図ります。

**□ 幼児期の学校教育・保育の充実**

**現状と課題**

- ◆幼児期の教育環境が変化する中で、公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園という垣根を越えて、県・市町村、教育・福祉が連携しながら幼児期の学校教育を推進していく必要があります。
- ◆本県の幼稚園児のうち、私立幼稚園に在籍する園児は8割を超えており、私立幼稚園は幼児教育の振興に重要な役割を担っており、学校運営の健全化や保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ◆認定こども園の数は年々増加傾向にあるものの、全国と比べて設置数が少なく、我が県において十分に浸透しているとはいえない状況にあります。

**基本的方向性**

- ◆幼稚園教育に関する内容、運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を通じ、幼稚園教育の充実を図っていきます。
- ◆幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していきます。
- ◆特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みであるこの利点を活かし、その普及に取り組んでいきます。
- ◆認定こども園の設置目標数については、各市町村において利用希望があることから、計画の最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標としますが、各市町村の計画とこれまでの設置状況を踏まえ、目標設置数は以下のとおりとします。

〈認定こども園の目標設置数〉 県全域 ○○○箇所

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
私立幼稚園に対する運営費補助 (私学・公益法人課)	県	私立幼稚園における教育に係る経常的経費に対して財政支援を行い、私立幼稚園の教育環境の維持・向上、在籍する幼児の補助者の経済的負担の軽減を図ります。
認定こども園整備事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	認定こども園を整備する市町村、社会福祉法人及び学校法人に対して財政支援を行い、設置を促進します。
認定こども園設置促進事業 (子育て社会推進室)	県	認定こども園への移行を進める事業者に対して、移行に要する経費を支援し、設置を促進します。

## (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実

### 現状と課題

- ◆核家族化の進展や共働き家庭の増加等により、保護者の長時間就労や短時間就労など就労状況に応じた保育、休業日や長期休業日等の預かり、保護者の疾病等による一時的な預かりなど、子育てに関するニーズは多様化しています。
- ◆共働き家庭において、待機児童の影響等により幼稚園に通園している子どもは、通常の教育時間終了後や休業日等に保育を必要としています。
- ◆保育所を利用している子ども等が病気になった際に利用できる病院及び保育所などにおける預かりや、保育中に体調不良となった際の緊急対応ができる体制の整備が求められています。
- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から助言や協力を得ることが困難な状況になっており、妊娠・出産から育児に関する相談・支援体制が必要となっています。
- ◆放課後児童クラブは、保護者の就労と子育ての両立につなげるため、定員の確保が進められていますが、待機児童の解消には至っていません。また、対象年齢が幅広いため、利用ニーズも増加しており、子どもの発達に即した育成・支援が必要であり、学童保育に従事する職員の資質の向上が求められています。
- ◆児童館、児童センター等は、地域の中における子どもの健全育成のほか、親同士の繋がりを深め、子育てに対する悩みや不安を解消して親として育つために、重要な役割を果たしています。また、従事する職員は、専門的知識の習得のほか、子育てに関する相談対応や福祉的な課題のある子どもへの配慮など、幅広い役割が求められています。

### 基本的方向性

- ◆市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業を支援し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を展開するとともに、住民のニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう普及を図っていきます。
- ◆国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が放課後児童クラブと放課後子ども教室を計画的に整備するとともに、一体的な取組が進められるよう環境づくりに努めます。また、放課後子ども総合プラン推進委員会において、教育・福祉部局の具体的な連携方策、両事業の実施方針、地域の実情に応じた研修の実施方法及び特別な配慮を要する児童への対応方策等について検討し、放課後対策の総合的な在り方を協議していきます。
- ◆放課後児童クラブ及び児童館職員としての資質の向上を図るため、児童健全育成の推進に必要な知識と技能を習得する機会を提供します。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
地域子ども・子育て支援事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（地域子育て拠点支援事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業）に対して財政支援を行います。
私立幼稚園預かり保育推進事業 (私学・公益法人課)	県	正規の保育時間以外に2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行い、保育機能の充実を図ります。

私立幼稚園長期休業日預かり保育推進事業 (私学・公益法人課)	県	長期休業日（7～8月夏季休業期間）に、1日2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行います。
放課後子ども総合プラン推進事業 (生涯学習課)	県	市町村と連携しながら、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした整備を進めるとともに、指導者に対する研修や在り方を検討する推進委員会の開催を通じ、次代を担う人材の育成に努め、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境づくりを推進します。
児童健全育成事業 (子育て社会推進室)	県	子ども総合センターにおいて、放課後児童クラブ指導員、児童館職員を対象に、児童健全育成の基礎知識や遊びの技術など職員の資質向上を図るための研修を行います。

### (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上

#### 現状と課題

- ◆増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育所等の整備だけではなく、保育士の確保が大変重要となっています。
- ◆待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められており、保育士等の職歴段階に応じた資質の向上を図る必要があります。
- ◆子どもを取り巻く環境が大きく変化し、ニーズが多様化する中、子どもの健やかな成長のためには、成長の各段階で密接に関わる者の資質の向上が必要不可欠です。

#### 基本的方向性

- ◆保育士の待遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援し、人材の確保に努めています。
- ◆保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援していきます。
- ◆保育士等に対し、キャリアアップ研修など段階に応じた研修を実施していくとともに、子どもが置かれている現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施していきます。
- ◆特に、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している人材の確保が重要であり、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間内の取得を促進していきます。
- ◆小規模保育等で保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる子育て支援員の資格取得を促進し、質の向上を図っていきます。また、放課後児童クラブ支援員の認定資格研修を、計画的に実施していきます。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
保育士基礎研修 (社会福祉課)	県	保育士としての専門性及び社会的役割の重要性を認識するとともに、保育サービスの質の向上を目的として、求められる基本的資質についての研修を行います。

保育士等キャリアアップ研修 (子育て社会推進室)	県	保育の現場において、より高い専門知識や技術が求められていることから、研修により保育士の資質の向上を図ります。
保育所長研修 (社会福祉課)	県	保育所長として、保育をめぐる動向について再確認し、また、地域の児童福祉の拠点施設の長としての意識向上や情報交換のための研修を行います。
保育士・保育所支援センター事業 (子育て社会推進室)	県	潜在保育士の就業支援や保育士等からの相談に応じるコーディネーターを配置し、保育士の安定確保を図ります。
児童健全育成事業 (子育て社会推進室)	県	児童館の新任職員を対象とした研修や、放課後児童クラブに従事する者を対象とした研修などを行い、人材の資質向上及び専門性の向上を図ります。

#### (4) 幼児教育と小学校教育との連携・接続

##### 現状と課題

- ◆ 幼児教育は乳幼児の多くが在籍する幼稚園、保育所、認定こども園等の教育現場だけではなく、家庭、地域社会においても幅広く行われています。
- ◆ 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園、保育所、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るために、小学校を含めた教育現場、地域社会、行政等が密接に連携・協力し、一体的に取組を進めていく必要があります。
- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校がそれぞれの校種で重視すべき教育及び保育の内容を確認しながら、より実効性のある連携、交流を図っていく必要があります。

##### 基本的方向性

- ◆ 地域社会、教育現場、行政それぞれの関係者で構成する組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、連携を図っていきます。
- ◆ 幼児教育の質の向上や課題解決に向けて、保健福祉部門と教育部門が連携・協力し、取組を進める体制づくりを推進していきます。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
「学ぶ土台づくり」普及啓発事業 (教育企画室)	県 市町村	幼児期に質の高い教育・保育を提供する施策を取りまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画に基づき、「学ぶ土台づくり」の普及啓発の取組の推進を図ります。

### 3 子どもの成長を支える教育の推進

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備と社会参加の促進

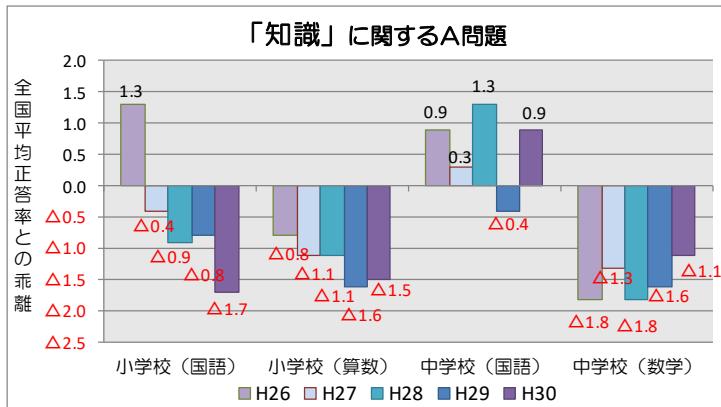
##### イ 確かな学力の向上

###### 現状と課題

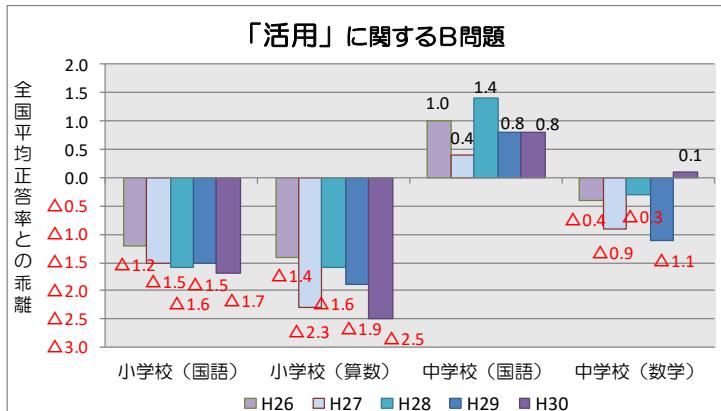
- ◆ 基本的生活習慣の確立と学力の向上には深い関係があると言われており、子どもの生活習慣の乱れによる体力の低下や集中力の欠如など学習面での悪影響が懸念される現状から、規則正しい生活リズムを確立することが必要です。
- ◆ 親の生活習慣が子どもに与える影響は大きく、親が一緒に睡眠、食事、運動などに関する基本的生活習慣を身に付けるために、家庭や学校だけでなく、地域、企業、民間団体等が協力して取り組む必要があります。
- ◆ 児童生徒の学力向上には、指導方法、教材等の工夫による児童生徒の学習意欲の向上や教員の指導力向上、家庭での学習習慣の定着が必要です。
- ◆ 東日本大震災の被災地では、生活環境の著しい変化等により、児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習の場を実態に応じて工夫していく必要があります。

###### 【関連データ】

子どもの学力の状況（全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との比較）



年	小学校		中学校	
	国語	算数	国語	数学
H26	1.3	-0.8	0.9	-1.8
H27	-0.4	1.1	0.3	-1.3
H28	-0.9	1.1	1.3	-1.8
H29	-0.8	1.6	-0.4	-1.6
H30	1.7	-1.5	0.9	-1.1



年	小学校		中学校	
	国語	算数	国語	数学
H26	-1.2	1.4	1.0	-0.4
H27	-1.5	2.3	0.4	-0.9
H28	-1.6	1.6	1.4	-0.3
H29	-1.5	1.9	0.8	-1.1
H30	1.7	2.5	0.8	0.1

### 基本的方向性

- ◆学校・家庭・企業等の関係機関と連携・協力しながら、子どもの基本的生活習慣定着促進のための普及啓発活動を行うなど、子どもの生活習慣確立に向けた取組を社会全体で推進していきます。
- ◆授業力向上のための講座や実践研究、校内研修の充実等を通じて、教育内容及び方法の改善充実に取り組み、教員の指導力の向上とともに、児童生徒の志の育成による学習意欲の向上を図っていきます。
- ◆国の動向等も踏まえながら、小・中学校において学級編制の弾力化を継続し、きめ細かな教育活動の充実を図り、児童生徒の学習習慣の着実な定着や問題行動等の低減を図っていきます。
- ◆東日本大震災の被災地では、市町村教育委員会と連携し、児童生徒の学習支援を行い、落ち着いて学習に取り組むことができる学習の場を提供するとともによりよい学習習慣を形成し、さらには、児童生徒の交流を促進することで、地域コミュニティの再生を目指して取り組んでいきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
基本的生活習慣定着促進事業 (教育企画室)	県	子どもの規則正しい生活リズムの確立に向けた県民運動を推進するとともに、みやぎっ子ルルブル推進会議の設立趣旨に賛同する企業・団体と連携し、社会総がかりで未就学児や児童生徒の基本的生活習慣の定着促進を図ります。
学力向上推進事業（学力向上指導員） (義務教育課)	県	学力向上に成果を上げている教員のマンパワーを指導・助言の必要な学校及び教育委員会等に派遣し、校内研修等の充実を支援し、教員の指導力向上を図ります。
学力向上推進事業（学び支援コーディネーター等配置事業） (義務教育課)	県	被災地における児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習支援を行う市町村教育委員会に、学習活動のコーディネーターを配置し、児童生徒の学習の機会を提供することを通じ、地域コミュニティの再生を図ります。
進学拠点校等充実普及事業 (高校教育課)	県	県全体の進学達成率の向上を目指し、生徒の学習意欲を高め学力の向上を図るとともに、進路指導体制の改善と教員の指導力向上を図ります。

## □ 豊かな心の育成

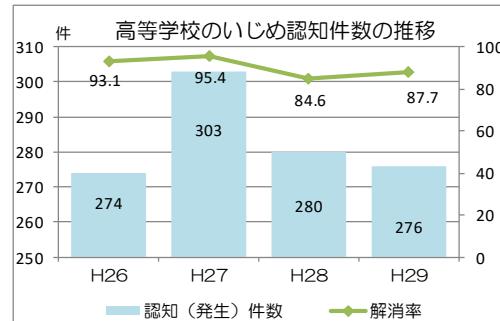
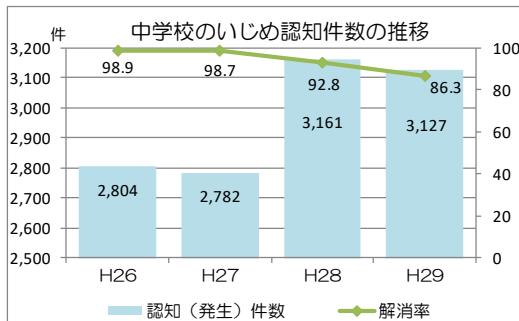
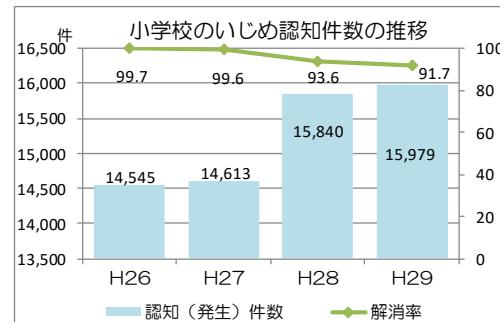
### 現状と課題

- ◆いじめをめぐる社会問題が深刻化していますが、いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめを防止するためには、学校、家庭、地域や関係機関が連携して取り組む必要があります。
- ◆SNSなどによるネット上の児童生徒同士の誹謗中傷も発生しており、見えないところでの人間関係が問題をより深刻化・複雑化させています。
- ◆児童生徒のコミュニケーション能力が低下し、孤立化が進行する中、東日本大震災により地域とのつながりの重要性が再認識されており、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

## 【関連データ】

いじめの認知（発生）件数の推移（児童生徒の問題行動等・不登校生徒指導上の諸問題に関する調査結果より）

校種	種別	H26	H27	H28	H29
小学校	認知（発生）件数	14,545	14,613	15,840	15,979
	認知校数	263	285	307	330
	解消率	99.7	99.6	93.6	91.7
中学校	認知（発生）件数	2,804	2,782	3,161	3,127
	認知校数	166	176	182	180
	解消率	98.9	98.7	92.8	86.3
高等学校	認知（発生）件数	274	303	280	276
	認知校数	67	73	74	70
	解消率	93.1	95.4	84.6	87.7



### 基本的方向性

- ◆学校・家庭・関係機関等が連携したネットワークの構築や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等による相談体制の充実により、児童生徒の心のケアに取り組んでいきます。
- ◆児童生徒の成長段階に応じて、みやぎアドベンチャープログラムや社会奉仕体験活動、自然体験活動等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。
- ◆市町村教育委員会との連携のもと、地域における青少年ボランティアであるジュニア・リーダーの育成に努め、子どもの体験活動や地域活動の活性化を図り、社会貢献活動に対する意欲を高めます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
いじめ・不登校対策推進事業 (義務教育課)	県	いじめ・不登校問題を改善するため、スクールソーシャルワーカーや心のケア支援員を学校に配置するほか、児童生徒がいじめ予防に積極的に考える機会を提供し、いじめ根絶の機運醸成を図ります。
教育相談充実事業 (義務教育課)	県 市町村	被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援等さまざまな課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行います。

豊かな体験活動推進事業 (義務教育課)	県 市町村	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、小中学校の民泊による体験学習「子ども農山漁村交流プロジェクト」と連携し、成長段階に応じて社会奉仕体験や自然体験などの促進を図ります。
高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課)	県	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、いじめ・不登校などに関する生徒、保護者や教員の相談に応じるなど、学校の教育相談体制の充実を図ります。
心の復興支援プログラム 推進事業 (高校教育課)	県	児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けて、また、一人一人が心の復興を図ることができるよう、みやぎアドベンチャープログラムの手法を取り入れた集団活動等を実施します。
少年団体指導者研修 (生涯学習課)	県	子ども会活動の支援や地域活動に主体的に関わる年少リーダー（ジュニア・リーダー）を育成し、子ども会活動及び地域社会の進行を図ります。

## ハ 健やかな体の育成

### 現状と課題

- ◆児童生徒の体力・運動能力は向上傾向にあるものの、全国の伸びに追いついていない現状が続いている。体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、こうした状況は大変憂慮すべきことです。
- ◆学校における、体育科・保健体育科の授業をはじめとする学校教育全体の中での体力向上に向けた取組のほか、児童生徒が積極的に身体を動かす意識が持てるよう、家庭と連携して身体を動かす機会を創出していく必要があります。
- ◆多様化する児童生徒の運動やスポーツに対する興味関心に対応するためには、学校と地域が協働・融合した形での運動・スポーツ環境の充実を推進していく必要があります。

## 【関連データ】

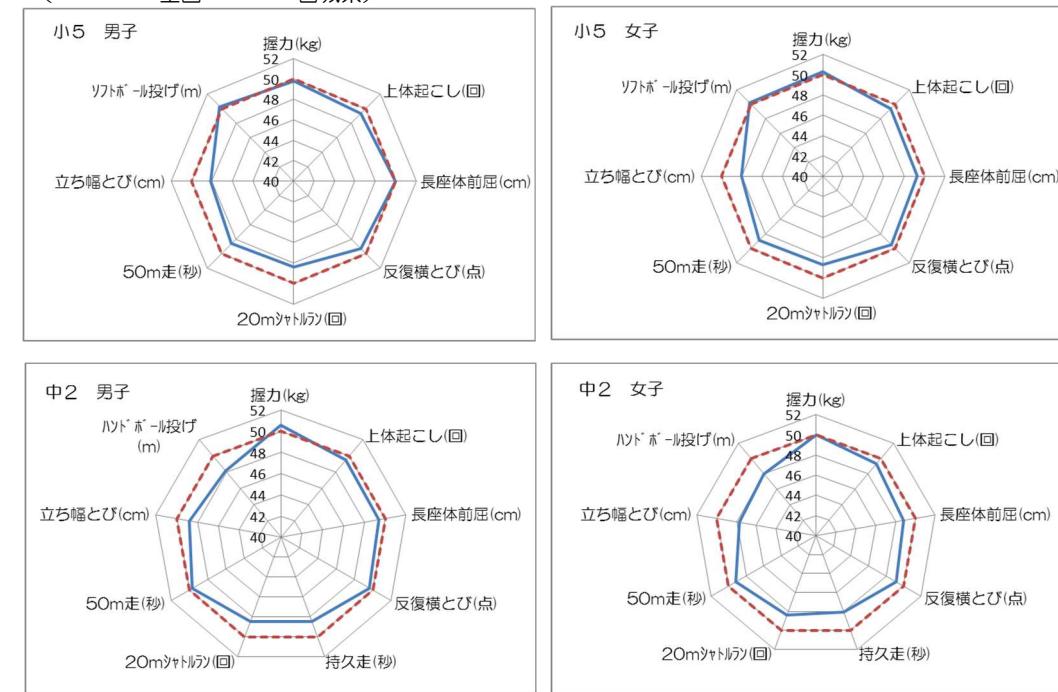
子供の体力・運動能力の状況（H30年全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より）

学年	区分	握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	持久走(秒)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ソフトボール投げ(m)
小学校 5年男子	宮城県	16.58	19.74	33.36	42.45	*	50.11	9.47	148.83	22.92
	全国	16.54	19.95	33.31	42.10	*	52.15	9.37	152.24	22.15
小学校 5年女子	宮城県	16.34	18.93	37.72	40.98	*	40.78	9.66	143.51	13.87
	全国	16.15	18.96	37.62	40.32	*	41.88	9.60	145.94	13.77
中学校 2年男子	宮城県	29.30	27.46	43.53	52.60	401.14	83.93	7.99	195.38	19.75
	全国	28.84	27.36	43.44	52.24	392.65	86.06	7.99	195.62	20.55
中学校 2年女子	宮城県	23.78	23.73	45.81	47.08	292.84	57.60	8.85	167.24	12.12
	全国	23.87	23.87	46.22	47.37	286.85	59.87	8.78	170.26	12.98

全国平均値を「50」とし、宮城県平均値をTスコアで示したレーダーチャート

※ 50を上回っておると全国平均値より優れている、50を下回っていると全国平均値より劣っていることを表しています。

( - - - 全国 ————— 宮城県)



### 基本的方向性

- ◆国や関係機関の主催する研修への教職員の派遣や、市町村教育委員会と連携した実践研究等を通じて、小・中・高等学校の体育・保健体育指導者の資質向上に努め、学校体育の充実とともに、県内学校への普及を図っていきます。
- ◆小学校体育主任等を対象とした研修等の実施により、児童生徒の体力・運動能力の現状や向上策への理解・周知を徹底し、児童生徒の体力・運動能力向上に向けた教職員の意識の高揚を図っていきます。
- ◆学校、家庭、地域、民間企業等と連携し、児童生徒に健康三原則（運動・睡眠・食事）の大切さの理解を図るとともに、1日60分の運動習慣の確立と運動やスポーツに親しむ機会の創出を目指していきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
学校体育研修派遣事業 (スポーツ健康課)	県	小・中学校、高等学校の体育・保健体育指導者を国などが主催する研修に派遣するとともに、派遣者を講師に伝達講習会を開催し、資質向上と学校体育の充実を図ります。
学校・地域保健連携推進事業 (スポーツ健康課)	県	地域の健康課題に応じた学校保健支援チームを設置し、研修会等を行うとともに、各学校の希望に応じた専門家等を派遣し、研修会や健康相談に対応します。
みやぎの子どもの体力運動能力充実プロジェクト (スポーツ健康課)	県	小学校体育主任の悉皆研修や子どものための体力・運動能力拡充合同会議による各団体等との連携等により、県内児童生徒の体力・運動能力を全国水準まで引き上げます。

**二 子ども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進及び社会参加の促進**

**現状と課題**

- ◆小学校から高等学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す必要があります。
- ◆近年、新規高等学校卒業者の就職率が高くなる一方で、就職から3年以内に離職する割合が依然として高く、定着率の引き上げが課題となっています。
- ◆児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てる必要があります。

**基本的方向性**

- ◆児童生徒が自分自身の適性の理解を進め、社会における役割を主体的に選択する過程において、夢と志を持ちながら人間としての在り方・生き方を探求していくことを支援します。
- ◆将来、社会人としてどのような役割を果たすべきかという観点を軸に、自らの個性を理解し、志を持って主体的に進路を選択する能力・態度を育成し、東日本大震災からの復興・再建に力を発揮できる人づくりを進めています。
- ◆東日本大震災後の宮城を担う次代のリーダーを育成するとともに、若者の社会参加の意識を高める機会を提供し、地域で主体的に活躍する人材を育成します。
- ◆青少年の社会参加意識を高め、地域で主体的に活躍できる人材を育成するとともに、青少年の視点や意見を施策に反映します。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
志教育支援事業 (義務教育課)	県	志教育の実践事例を参考に、各地域・各学校に応じた取組を実践し、児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高めます。
進路達成支援事業 (高校教育課)	県	進路を達成するためのセミナーや企業説明会等を通じ、勤労觀や職業觀を育成し、就職内定率の向上・維持とともに就職先への定着率の向上を図ります。

みやぎ若者活躍応援事業 (共同参画社会推進課)	県	中学生を対象に、知事や各界の第一人者の講話やグループワーク等による「ネクストリーダー養成塾」を実施し、次代のリーダー育成を図ります。また、県政課題等について意見を表明する機会を提供するなど、青少年の社会参加の意識を高めます。
----------------------------	---	--

## 木 信頼される学校づくり

### 現状と課題

- ◆各学校では、自己評価の実施と公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられているほか、学校関係者評価も努力義務化されており、外部の意見を取り入れた評価が必要とされています。
- ◆学校評価をより実質的な効果の上がる評価サイクルとするため、学校評議員の活用が重要となっています。
- ◆指導力不足等教員に対しては、校長及び市町村教育委員会教育長の的確な理解、適切な運用のもと、資質能力の向上を図る必要があるとともに、事前の適正な評価と指導などにより、指導力不足等教員を生み出さないようにすることが必要です。
- ◆東日本大震災の教訓を踏まえて、自他の命を守ることができる力を育むことが重要なことから、関連機関や地域と連携し、地域の特色に応じた実践的な避難訓練の実施や、防災副読本等の教材を活用した発達の段階に応じた安全教育の推進が必要です。

### 基本的方向性

- ◆各学校が自らの教育活動、学校運営等について、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校における改善サイクルを定着させ、学校の教育水準の向上を図っていきます。
- ◆学校評価をより実効性の高いものにするため、学校評価に関する研修会を実施するとともに、学校評議員の活動に対し支援していきます。
- ◆指導力不足等教員に対する長期特別研修を引き続き実施し、資質能力の向上を図るほか、指導に不安や悩みを抱える教員に対する課題解消の支援を行い、児童生徒が安心して豊かに学習できる環境の確保に努めます。
- ◆学校安全教育指導者への研修等により教職員の資質向上を図るとともに、スクールガードの養成講習を実施し、学校や周辺を見守りする地域の学校安全ボランティアを養成し、児童生徒の安全を確保していきます。
- ◆学校と地域が連携した防災教育を推進するとともに、児童生徒などの災害に対応する力と心を高めるため、東日本大震災の教訓を語り継ぎ、「みやぎ学校安全基本指針」を基にした防災教育副読本による授業を実践し、防災教育の「みやぎモデル」を広めています。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
学校評価事業 (高校教育課)	県	各学校の教育活動、学校運営等に対し、自己評価のみならず、外部の評価・意見を取り入れ、学校における改善サイクルを定着させ、学校の教育水準の向上を図ります。

学校安全教育推進事業 (スポーツ健康課)	県	学校安全教育指導者の研修会やスクールガード養成のための講習会等により、交通事故防止、犯罪被害防止及び災害被害防止を推進します。
防災教育推進事業 (スポーツ健康課)	県	防災教育の副読本を活用した授業実践や、学校と地域が連携したネットワーク会議の開催などを通じて、県内全ての児童生徒等の災害に対応する力と心を高めます。

## へ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 現状と課題

- ◆情報社会がもたらす影の部分として様々な問題が発生しており、正しく活用する力の育成により、被害を未然に防止することが必要となっています。
- ◆特に、スマートフォンの急速な普及に伴い、インターネットを通じて、子どもが犯罪や被害に巻き込まれる危険が増えています。また、インターネット上の掲示板への書き込みやメールによるいじめ等が原因で、命に関わる事件が発生するなど、ネット利用の在り方が大きな社会問題になっています。
- ◆社会環境の変化に応じ、子どもを取り巻く犯罪や有害環境から守るために環境整備に努める必要があります。

### 基本的方向性

- ◆児童生徒を有害情報から守る取組として、地域・学校・家庭における情報モラル教育の一層の推進を図ることが必要であることから、教職員の指導力向上を更に推進していきます。
- ◆インターネットやスマートフォン等の利用における情報モラルの普及・啓発を行うとともに、いじめ問題の新たな温床となっている学校裏サイトの検索・監視等を実施し、児童生徒のネット被害を未然に防止していきます。
- ◆青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定や立入調査の実施により、継続的な有害環境の浄化を図ります。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
情報教育に関する研修 (教職員課・総合教育センター)	県	情報社会に参画する態度の育成と情報セキュリティに関して理解を深め、対策等のスキルの修得や授業実践に必要な資質の向上を図るなど、教職員の指導力向上に係る研修を行います。
ネット被害未然防止対策事業 (高校教育課)	県	学校裏サイトの監視や、ネットパトロールスキルアップ研修会による教員の資質向上により、児童生徒に情報モラルを身に付けさせ、ネット被害を未然に防止します。
青少年環境浄化モニター設置事業 (共同参画社会推進課)	県	モニターを委嘱し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる有害な興行、図書類、広告物等の実態把握と有害環境の浄化活動を行い、効果的な青少年健全育成条例の運用を図ります。
青少年保護対策事業 (共同参画社会推進課)	県	青少年の健全な育成を阻害し、非行を誘発するおそれのある行為を防止するため、県内で販売される有害図書類等を調査、指定、周知を図ります。

インターネット安全利用 推進事業 (共同参画社会推進課)	県	青少年のいじめや犯罪被害防止等、インターネットの安 全利用について啓発を図るため、「インターネット安全安 心利用推進フォーラム」の開催や、啓発パンフレットの作 成・配布等を行います。
------------------------------------	---	--

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

### イ 家庭教育への支援の充実

#### 現状と課題

- ◆核家族化や地縁的つながりの希薄化を背景として、家庭教育が困難となってきており、子育ての孤立化や育児不安の解消、虐待や放置予防の観点から、気軽に集い、育児相談や支援を受けることができる場が必要となっています。
- ◆中・長期的に影響が続くことが想定される震災後の大きな喪失感や不安・ストレスに対し、親の心のケアと安心の回復が子どものためにも必要となっています。
- ◆東日本大震災により、子どもを育てる環境が損なわれているため、家庭・地域・学校が相互に連携し合いながら、子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

#### 基本的方向性

- ◆家庭・地域・学校が連携・協働していくための人材の養成や、普及・啓発等により、親子への切れ目のない支援と地域全体で子どもを育てる体制を整備するとともに、家庭の教育力を支える環境づくりをしていきます。
- ◆東日本大震災により被災した地域では、子育ての孤立化や育児不安、子どもへの虐待等が増加していることから、市町村と連携しながら、学びを通じた地域のコミュニティの再形成を促進していきます。
- ◆中高生に向けて作成した宮城県版親の学びのプログラムの“親になる準備のプログラム”『親のみちしるべ』を活用しながら将来子どもを持つということ、親になるということについて考える機会の拡充を図っていきます。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
みやざらしい家庭教育支援事業 (生涯学習課)	県	震災後の多様な課題を抱える地域社会において、家庭教育に関する支援者の育成や情報発信、学習機会の提供など、家庭教育支援の充実と振興を推進します。
協働教育推進総合事業 (再掲) (生涯学習課)	県	家庭・地域・学校の協働による教育活動を行うとともに、推進するための人材を養成する研修等の開催を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

### □ 地域の教育力の向上

#### 現状と課題

- ◆小学校の放課後児童の安全・安心な活動拠点の確保とともに、活動を支援する人材の確保、資質の向上が必要となっています。

- ◆東日本大震災により、子どもを育てる環境が損なわれているため、家庭・地域・学校が相互に連携し合いながら、子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

#### 今後の基本的方向性

- ◆市町村と連携しながら、子どもが安全に安心して活動できる放課後子供教室を実施していきます。また、それに関わる指導者に対して安全管理方策や子どもの接し方、活動プログラムの企画等の研修を実施し、資質の向上を図っていきます。
- ◆国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、教育・福祉等関係部局の連携により、市町村が放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な取組を進められるよう環境づくりを進めていきます。
- ◆地域住民の参画を得ながら学習活動、体験活動を推進することにより、地域の教育力の向上や地域の活性化を図ります。また、被災した地域においては、これらを通じて、地域コミュニティの再形成を促進していきます。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
放課後子ども総合プラン 推進事業 (生涯学習課) (再掲)	県	市町村と連携しながら、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を進めるとともに、指導者に対する研修や在り方を検討する推進委員会の開催を通じ、次代を担う人材の育成に努め、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境づくりを推進します。

#### (3) 特別支援教育の充実

##### イ 共に学ぶ教育の推進

###### 現状と課題

- ◆ユネスコのサラマンカ宣言（※）では、障害の有無によらず、すべての子どもを対象として特別な教育的ニーズに応じた教育を行うことを原則とすべきとの考え方方が示され、我が国の特別支援教育の在り方に影響を与えています。
 

（※）サラマンカ宣言：1994年6月にスペインに92か国の政府と25の国際組織の代表者が集まり、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開催され、その中で採択された特別なニーズ教育に関する宣言
- ◆障害が重くても地域の小・中学校で学ばせたいという保護者がいる一方で、特別支援学校で学ばせたいという保護者もあり、学校教育に対するニーズが多様化しています。障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、早期からの教育相談・支援、就学支援の充実を図ることが求められています。
- ◆通常の学級における発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）及び自閉症など）の児童生徒のための教育的支援の必要性が高まっています。
- ◆発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するためには、教育・保健医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学・親の会・NPO等の関係機関からなる地域のネットワーク構築が必要です。

### 【基本的方向性】

- ◆本人や保護者の希望を尊重し、子どもが地域の小・中学校で共に学ぶことができる教育環境の整備を目指し、特別支援学校に在籍する小・中学部の児童生徒が居住する地域の小・中学校で交流及び共同学習ができる環境づくりを更に進めていきます。
- ◆発達障害の特性を有する児童生徒が通常の学級で学習ができるよう、学校における認知特性に配慮した授業の提供を確保し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。
- ◆各市町村における連携協議会等を通じて、教育・医療・保健等関係機関と連携した支援体制を構築し、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
特別支援教育総合推進事業 (特別支援教育課)	県	県及び市町村特別支援連携協議会を開催し、教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関と連携し、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。
特別支援教育システム整備事業 (特別支援教育課)	県	特別支援学校に在籍する児童生徒の希望により、居住地の小・中学校での学習活動を行い、地域で共に学ぶための教育環境づくりを推進します。
特別支援教育研修充実事業 (特別支援教育課)	県	校内や地域で中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターや管理職、特別支援教育担当教員等への研修を通じて、幼児児童生徒への支援体制の充実を図ります。

### □ 教職員の専門性や資質の向上策への支援及び協力

#### 【現状と課題】

- ◆特別支援学校が、関係機関との連携協力の体制整備や校内支援体制の充実を図るためには、ミドルリーダーの育成と特別支援教育コーディネーターの養成がますます重要になっています。
- ◆教職員の専門性を向上させるため、福祉に関する研修会や幼・小・中・高にかける特別支援教育への理解、推進を図る研修会への参加を促進するなど、一層の連携を図る必要があります。

#### 【基本的方向性】

- ◆各種研修の充実や研修対象者の拡充等により、ミドルリーダーの育成やコーディネーターの養成、教職員の資質の向上を図り、障害のある幼児児童生徒に対する学校内支援体制を充実していきます。
- ◆免許法認定講習を引き続き実施するとともに、実態調査による教職員のニーズを踏まえた免許状の取得等に向けた機会を大学など関係機関と連携・協力しながら引き続き提供し、教職員の特別支援教育に関する専門性等の向上を図っていきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
特別支援教育研修充実事業（再掲） （特別支援教育課）	県	特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施するとともに、特別支援学校地域コーディネーターが地域の小・中・高等学校コーディネーター向けの研修会を企画、運営します。
免許法認定講習 （教職員課）	県	現職の教職員を対象とした講習の開設により、教育職員免許状の上進、取得を推進し、特別支援教育に関する専門性等の向上を図ります。

**ハ 障害のある児童生徒への教育的支援及び保護者などへの相談支援**

**現状と課題**

- ◆障害のある児童生徒及びその家族に寄り添いながら、地域での自立した生活に向けた多様なニーズへの対応が求められています。
- ◆在宅の重症心身障害児などの地域生活を支えるため、身近な地域での療育の機会の一層の確保及び充実が必要です。
- ◆障害の重度及び重複化に伴い、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒は年々増加しており、学校内における医療的ケアの実施体制や環境の整備が必要です。

**今後の基本的方向性**

- ◆身近なところで療育相談・指導が受けられるよう、市町村が実施する障害者相談支援事業等との連携や関係機関とのネットワークの構築を通じて、相談支援体制の充実を図っていきます。
- ◆医療的ケアを実施する特別支援学校に、引き続き看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導を踏まえながら、教職員が看護師と連携し、経管栄養等の医療的ケアを実施する体制を整備し、児童生徒の学習環境を確保していきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
障害児（者）相談支援事業 （障害福祉課・精神保健推進室）	県	在宅障害児に対し、身近な地域で療育相談・指導を実施し、安心して在宅生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら療育機能の充実を図ります。
医療的ケア推進事業 （特別支援教育課）	県	日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校において児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を進め、児童生徒の教育の充実を図ります。

#### (4) 次代の親の育成

##### 現状と課題

- ◆現代の若年は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育ってきており、赤ちゃんと触れ合う経験も乏しく、親になる意識が低い状況にあります。
- ◆若者の失業率が他の年代と比較して高い現状を踏まえて、将来親となる若年層の就職問題が喫緊の課題となっており、若者の職業能力の向上や就職先の確保を図る必要があります。

##### 基本的方向性

- ◆児童生徒の成長段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。
- ◆市町村とも連携しながら、中学生や高校生を対象とした、親としての成長や子育てについての体験学習等を通じて、親になることへの意識啓発を図っていきます。
- ◆企業や学校などと連携しながら、フリーターなど若年求職者を対象としたセミナー やキャリアカウンセリング、職業紹介などを行い、若年者の就業を支援していきます。

##### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
「学ぶ土台づくり」普及啓発事業（再掲） (教育企画室)	県	子育てに関わる親及びこれから親になる世代を中心に「親子間の愛着形成」「基本的生活習慣」「豊かな体験」の・必要性・重要性について啓発します。
協働教育普及・振興事業 (再掲) (生涯学習課)	県	中学生・高校生を対象に将来子どもを持ち、親になるということに明るい希望を抱くとともに、親や周囲の人とよりよい人間関係を築くことができるよう、宮城県版「親の学びのプログラム 親のみちしるべ第2弾」ステージ4、ステージ5を用い実践します。
若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業 (雇用対策課)	県	キャリアカウンセリングや職業能力開発から職業紹介までをワンストップで行うセンターを核とし、若年者に対する就職支援を行います。

## 4 健康で元気な子どもを産み育てるための保健・医療の充実

### (1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

#### イ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援体制の整備

##### 現状と課題

- ◆宮城県の出生数、出生率は減少傾向にありますが、ハイリスク妊婦の増加や未受診飛び込み分娩などを背景にした低出生体重児の出生などへの対応が必要であり、周産期医療や母子保健対策の重要性が増しています。
- ◆妊娠・出産・子育てに関する知識不足や経験不足が、出産への不安や育てにくさにつながることもあることから、妊婦健診による健康管理とともに、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得ることが必要です。
- ◆核家族化の進行や、地域社会のつながりの希薄化などの社会状況の変化から、子どもの保護者が子育てに対する不安や孤立感を感じています。
- ◆市町村においては、妊娠届を受理する際、面接により妊婦への相談に対応していますが、妊婦健診未受診者への対応が課題のひとつとなっており、できるだけ早期の把握と支援が必要とされています。
- ◆出産後の母親は、身体的、精神的に不安定になり、育児不安を抱えやすいことから、細やかな支援が必要です。新生児訪問での支援や産後ケア事業などの実施により、妊産婦のメンタルヘルスケアの充実を図ることが必要です。
- ◆市町村が実施する乳幼児健診では、発達や疾病、母子関係や家庭環境に関する相談が多く、育児の負担感や育児不安を抱える保護者が増加するなど、継続した支援が求められています。

##### 基本的方向性

- ◆周産期母子医療センターを拠点として地域の周産期医療機関との連携を図り、安心して子どもを産み育てることのできる体制の充実を図るほか、周産期医療従事者が緊急を要する母体及び新生児に対して的確に対応するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- ◆妊娠前から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識や産後のメンタルヘルスケアの重要性について、知ることのできる機会を持つてのような仕組みづくりを推進していきます。
- ◆市町村が実施する乳児家庭訪問や乳幼児健診などのあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の周知を図るとともに、不安や悩みを早期に相談できる体制の充実を図ります。
- ◆平成28年の母子保健法改正により、「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村の努力義務とされたことから、子育て世代包括支援センターの設置に向けた取組などを通じて、妊産婦や乳幼児等への切れ目ない支援を提供する体制充実を図ります。
- ◆保健所や関係機関と連携しながら、県全域及び各圏域において、母子保健支援関係者等を対象とした研修等を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図るとともに、各圏域における妊産婦や乳幼児等への支援体制を強化します。
- ◆広域的・専門的な立場から、県、各圏域及び市町村の現状や課題の把握に取り組んでいきます。

- ◆市町村の乳幼児健診などを通じて把握された継続支援を必要とする乳幼児に対して専門相談の機会を提供し、市町村や関係機関と連携した支援を行います。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
母子保健指導普及事業 (子ども・家庭支援課)	県	母子関係従事者が、より効果的な母子保健活動を展開するための研修会などを行います。
乳児家庭全戸訪問事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握するとともに、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	養育支援が必要と認められる家庭に対して、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
妊産婦メンタルヘルス連絡会議 (子ども・家庭支援課)	県	関係者による連絡会議での検討を通して、メンタルヘルスの問題を抱える妊産婦に対する支援体制構築に向けて取り組みます。
周産期医療対策事業 (医療政策課)	県	周産期医療情報センターの運営、総合及び地域周産期母子医療センターの運営支援等により、周産期医療体制の整備を図ります。

#### □ 不妊や不育等に悩む方に対する支援の充実

##### 現状と課題

- ◆宮城県の合計特殊出生率は低水準で推移しており、全国でも下位に位置していますが、特定不妊治療を受ける夫婦等は増加傾向にあり、総出生児数に対する体外受精出生児数の割合は高くなっています。
- ◆不妊や不育に悩む夫婦等に対して必要な情報を適切に提供するとともに、治療などに対する不安に対する相談体制を充実させていく必要があります。
- ◆また、不妊治療費は一般に高額であることから、継続的に不妊治療費の助成を行っていく必要があります。

##### 基本的方向性

- ◆不妊・不育に関する相談窓口や不妊治療等に関する情報を提供し、不妊や不育に悩む夫婦等に対して支援していきます。
- ◆専門の医療機関と連携し、不妊や不育に関する専門的な相談に対応できる体制の充実を図ります。
- ◆体外受精及び顕微授精などの不妊治療に要する費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

## 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
不妊・不育専門相談センター事業 (子ども・家庭支援課)	県	不妊・不育に関する相談への助言、不妊治療等についての情報提供を行い、不妊・不育に悩む夫婦等に対して支援します。
特定不妊治療費助成事業 (子ども・家庭支援課)	県	不妊治療を受けている夫婦に対して特定不妊治療費の一部を助成し、経済的・精神的な負担の軽減を図ります。

## (2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進

### 現状と課題

- ◆育児不安を抱える保護者の支援と子育ての孤立を防止するため、乳児のいるすべての家庭への訪問を全市町村で取り組んでいるほか、市町村において、妊娠期から子育てまで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置が進んでいます。
- ◆ハイリスク妊産婦に対しては、早期に必要な支援を受けられるよう、支援する関係者が情報を共有し、妊産婦に寄り添った対応が必要となります。また、虐待リスクの要因の一つとされる障害のある子どものいる家庭に対しては、早期にアプローチし適切な支援につなげる必要があります。
- ◆行き過ぎた「しつけ」は「虐待」であるという認識を高め、違法行為である体罰による不適切な育児が行われないよう、虐待予防に関する周知・啓発の取組を一層強化する必要があります。
- ◆乳幼児健診を受診していない、保健サービスなどを利用していない子どもは虐待リスクが高い可能性があります。虐待を未然に防ぐためには、そうした子どもの状況を早期に把握し、「要保護児童対策地域協議会」等において関係者が情報共有し、連携して速やかに対応していくことが必要です。

### 基本的方向性

- ◆子育て世代包括支援センターの職員や市町村母子保健担当職員向けの研修会を実施し、母子保健支援関係者の資質向上を図ります。
- ◆児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期からの継続した支援体制を充実させるため、広域的な立場から周産期医療機関等関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。
- ◆産後うつの予防や早期発見のため、助産師、保健師等によるエジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニング及び家族状況のリスク評価ができるよう、人材育成や環境整備に取り組みます。また、カンファレンス等を通じて関係者が情報を共有し検討を行い、必要な支援を行います。
- ◆特定妊婦や要保護児童、虐待リスクのある家庭を早期に把握し、継続した支援のため要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めています。
- ◆児童相談所や市町村との連携を密にし、尊い子どもの命が奪われることのないよう、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
母子保健指導普及事業 (子ども・家庭支援課)	県	市町村などの母子関係従事者への研修、母子保健に係る普及啓発などを行い、県内の母子保健活動の充実・強化を図ります。
母子保健児童虐待予防事業 (子ども・家庭支援課)	県	市町村などの母子関係従事者への研修や技術支援を行うとともに、支援体制整備に係る検討などを行い、妊娠期から支援を必要とする保護者の早期発見、切れ目ない妊娠・出産・育児支援の充実を図ります。

**(3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実**

**イ 子どもが自ら取り組む健康づくりの推進**

**現状と課題**

- ◆社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭における生活習慣は大きく変化してきており、不規則な食事、栄養バランスの偏り、運動不足などを背景にした肥満や小児生活習慣病などが増加しています。
- ◆本県では、肥満傾向児の出現率が高いことや、子どもの平均むし歯本数が全国的に見て多い状況であることなどから、生活習慣や歯と口腔の健康づくりについて、子どもと保護者の理解や関心を深め、実践につながるような積極的な働きかけを行っていく必要があります。

**基本的方向性**

- ◆子どもと保護者が基本的な生活習慣や食に関して学ぶ機会を提供するとともに、家庭教育に関する情報の提供やアドバイスを行う子育てサポーターの養成など、家庭教育支援体制の充実を図ります。
- ◆食育の取り組みを効果的に進めるため、行政だけでなく、家庭・学校・保育所、関係団体等が連携・協力し、県民一人一人が主役となって取り組むための体制づくりを推進していきます。
- ◆学校に、食に関する指導にあたる栄養職員を配置するほか、保育所や幼稚園、学校給食関係者等の食育の知識や技術に関する研修を行い、資質の向上を図ります。
- ◆歯と口腔の健康づくりについては、妊娠期からの働きかけが必要であることから、関係機関と連携しながら普及啓発などに取り組んでいきます。

**【推進する主な事業】**

事業名	実施主体	事業内容
メタボリックシンドローム対策戦略事業(保健所健康づくり事業) (健康推進課)	県 (保健所)	市町村、教育機関、職域等の関係機関と連携し、子どもと親世代を対象に食習慣や運動習慣等の健康課題の解決に向けた取組みを実施する。
みやぎの食育推進戦略事業 (健康推進課)	県	フォーラムの開催やイベントへの出展・パネル展示等を通じて、食育を県民運動として展開し、一人一人の意識の高揚と機運の醸成を図ります。

フッ化物洗口普及事業 (健康推進課)	県	歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町村（仙台市を除く）が、保育所・幼稚園及び認定こども園において、新たにフッ化物洗口に取組む市町村に対し、技術的支援、財政的支援を行います。
幼児歯科保健関係者研修事業 (健康推進課)	県	乳幼児期の歯科口腔保健を推進するため、幼稚園教諭、保育士、市町村歯科保健担当者に対する研修会を行います。
学童期・思春期の歯と口腔の健康づくり支援者研修事業 (健康推進課)	県	学童期における歯科口腔保健の推進を図るため、小中学校保健主事、養護教諭等への研修を行います。

## □ 思春期の健康教育の充実

### 現状と課題

- ◆インターネットやSNSなどを通じた性情報が氾濫する中、思春期の児童・生徒の性行動が、性感染症や望まない妊娠につながるリスクが高まっている現状があり、望まない妊娠をした場合、妊婦健診を受診しないなどの理由から、妊婦の健康と胎児への影響が危惧されます。
- ◆心身ともに成長が著しく、人格形成に重要な時期である思春期においては、多様かつ特有の悩みを抱え、過度なダイエットやひきこもりなどの健康問題につながることもあることから、この時期の子どもが抱える様々な心の問題を大人が理解し、適切に対応する必要があります。
- ◆性教育については、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、子どもが性と健康に関する正しい知識を得られるよう支援していく必要があります。
- ◆健康に悪影響を及ぼす喫煙、飲酒、薬物についても、その危険性や心身への影響などについて、子どもと親が正しく理解を深める必要があり、そのためには、家庭、地域及び学校の連携が不可欠であり、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

### 基本的方向性

- ◆児童・生徒が妊娠・出産・育児に関する正しい知識について理解を深められるよう、学校における適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- ◆教職員、保健福祉関係者、助産師等の性教育指導者による普及・啓発を進めていくとともに、児童生徒が抱える多種多様な悩みに対応するための研修を実施します。
- ◆思春期の子どもに対する性教育においては、「同世代によるピアサポート」が有効であることから、市町村や関係機関と連携しながら、ピアサポートを活用した中学校・高校への出前講座などを推進していきます。
- ◆小・中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室の開催の推進及び禁煙や受動喫煙による健康影響の講話等を引き続き実施し、問題意識を高めるための働きかけを行います。
- ◆また、妊婦や子どもを受動喫煙から守るため、受動喫煙防止に関する県民の気運醸成を図るとともに、施設の実情に合った自主的な受動喫煙防止対策を促進していきます。
- ◆薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動等を実施し、行政機関、ボランティア団体等が連携しながら、家庭や地域における啓発活動を展開していきます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
思春期健康教育支援事業 (子ども・家庭支援課)	県	中学校及び高等学校等の思春期健康教育に講師及び思春期ピアカウンセラー等を派遣し、子どもが性について正しい理解を深め、主体的な行動がとれるよう支援します。
薬物乱用防止啓発事業 (薬務課)	県	薬物の乱用を防止するため、宮城県薬物乱用防止指導員を中心とした啓発キャンペーンを実施します。
薬物乱用防止教室講師派遣事業 (薬務課)	県	薬物への問題意識を高めるため、各学校からの依頼に基づき、県薬務課及び保健所において薬物乱用防止教室の講師を選定し、派遣します。

## 5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

### (1) 心の問題を抱える子どもへの対策

#### 現状と課題

- ◆子どもをめぐる問題が多様化・複雑化し、心の問題を抱える子どもが増加しているほか、いじめや不登校、自死などが社会問題化しており、子どもたちとその保護者への対応の必要性が高まっています。
- ◆集団生活に支障をきたし、精神医学的な関わりが必要な子どもに対して、子ども総合センターにおいて医療・教育・福祉的側面からの専門的ケアを行っていますが、仙台市以外の地域から通所する子どもの負担の軽減を図ることが必要です。また、他の支援についても、県内全域で同水準のサービスを提供することが必要です。
- ◆不登校児童生徒数の推移を見ると、小・中学校とも平成26年度以降増加しています。全国的に増加傾向にあるとは言え、特に中学校における不登校生徒の割合は全国と比較しても高い数値で推移していることから危機感をもって対応することが必要です。
- ◆保護者による虐待や無気力、学業の不振など、個々の児童生徒が不登校となる要因やきっかけは様々です。特に、津波被害による家庭環境・経済状況の変化や肉親等を亡くしたことによる精神的なものなど、東日本大震災の影響は未だ幅広く見られます。
- ◆子ども・若者を取り巻く深刻な問題に対応するためには、単一の機関だけでは対応が困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められています。
- ◆学校だけでなく、(※)けやき教室や子どもの心のケアハウスにも通えない不登校の子どもとその家族をどのように支援していくかということが課題となっています。

(※) けやき教室：不登校児童生徒一人ひとりに応じた指導や支援を行い、自立心を高め、社会性を身に付けさせ、学校に復帰できるよう援助を行う教室

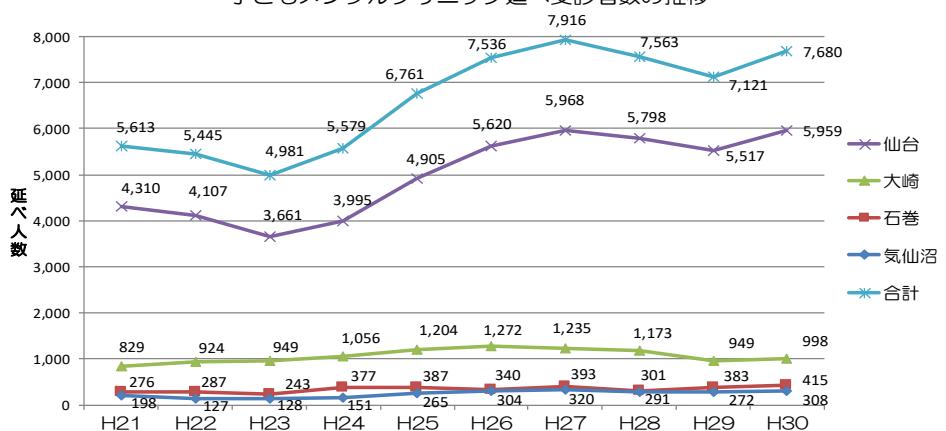
ケアハウス：不登校傾向にある児童生徒に対して来所相談の他、学校や家庭での支援を通して学校復帰や自立支援を目的に市町村が運営する機関

#### 【関連データ】

子どもメンタルクリニック受診者数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
仙台	4,310	4,107	3,661	3,995	4,905	5,620	5,968	5,798	5,517	5,959
大崎	829	924	949	1,056	1,204	1,272	1,235	1,173	949	998
石巻	276	287	243	377	387	340	393	301	383	415
気仙沼	198	127	128	151	265	304	320	291	272	308
合計	5,613	5,445	4,981	5,579	6,761	7,536	7,916	7,563	7,121	7,680

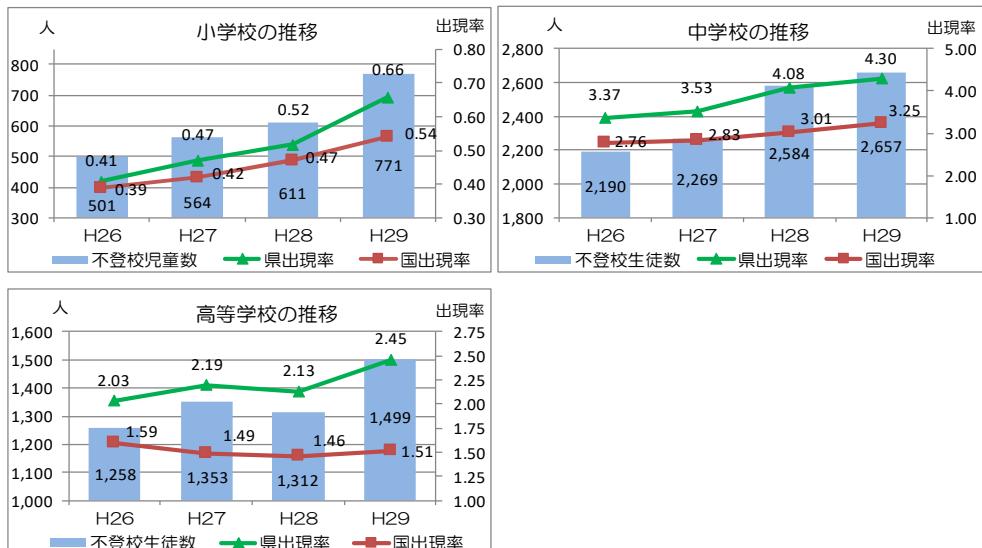
子どもメンタルクリニック延べ受診者数の推移



不登校児童生徒数及び出現率の推移 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より)

年度	小学校			中学校			高等学校		
	不登校児童数(人)	出現率(%)		不登校生徒数(人)	出現率(%)		不登校生徒数(人)	出現率(%)	
		県	国		県	国		県	国
H26	501	0.41	0.39	2,190	3.37	2.76	1,258	2.03	1.59
H27	564	0.47	0.42	2,269	3.53	2.83	1,353	2.19	1.49
H28	611	0.52	0.47	2,584	4.08	3.01	1,312	2.13	1.46
H29	771	0.66	0.54	2,657	4.30	3.25	1,499	2.45	1.51

※出現率：在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合



### 基本的方向性

- ◆心の問題を抱える子どもやその保護者、関係者に対して、引き続き児童精神科医による専門的・多面的な支援を充実していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を目指し、診療所の体制充実や関係機関との連携を図っていきます。
- ◆子どもデイケア事業の機能、役割及び実施形態について、より利用者のニーズに即したものとするよう検討していきます。
- ◆不登校を生まない取組として、未然防止に向けた温かな学級づくりや分かる授業づくりなど「行きたくなる学校づくり」を進めるとともに、休み始める前の予見と休み始めたときの「初期対応」に力を入れていきます。
- ◆再登校に向けた取組として、学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校対応担当を明確に位置付け、スクールカウンセラーや関係機関等との連携や、保健室や相談室等の環境・条件整備、教職員の資質向上等により「自立支援」を図っていきます。
- ◆福祉・教育の連携により、不登校児童生徒への支援体制を強化していきます。
- ◆ニート、ひきこもり、不登校など社会生活上困難を抱える子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係支援機関等のネットワークの構築・強化を進めます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもメンタルクリニック事業 (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センター附属診療所4ヶ所（名取、大崎、石巻、気仙沼）において、心の問題を抱える子どもや家族等に対して、診療及び指導を行います。

子どもデイケア事業 (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センターにおいて、精神医学的な関わりを必要とする子どもに対して、集団の場面で、医療・教育・心理的側面からの治療プログラムを提供します。
登校支援ネットワーク事業 (義務教育課)	県	学校、家庭、関係機関が連携したネットワークによる多様な支援や、教員等を対象とした研修会の実施等により、様々な問題を抱えた子どもを支援します。
子ども・若者支援体制強化事業 (共同参画社会推進課)	県	教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を運営し、年齢や制度による切れ目のない効果的な支援のための関係機関の連携強化を図ります。また、「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」を運営し、協議会と連携して様々なケースの相談に応じます。

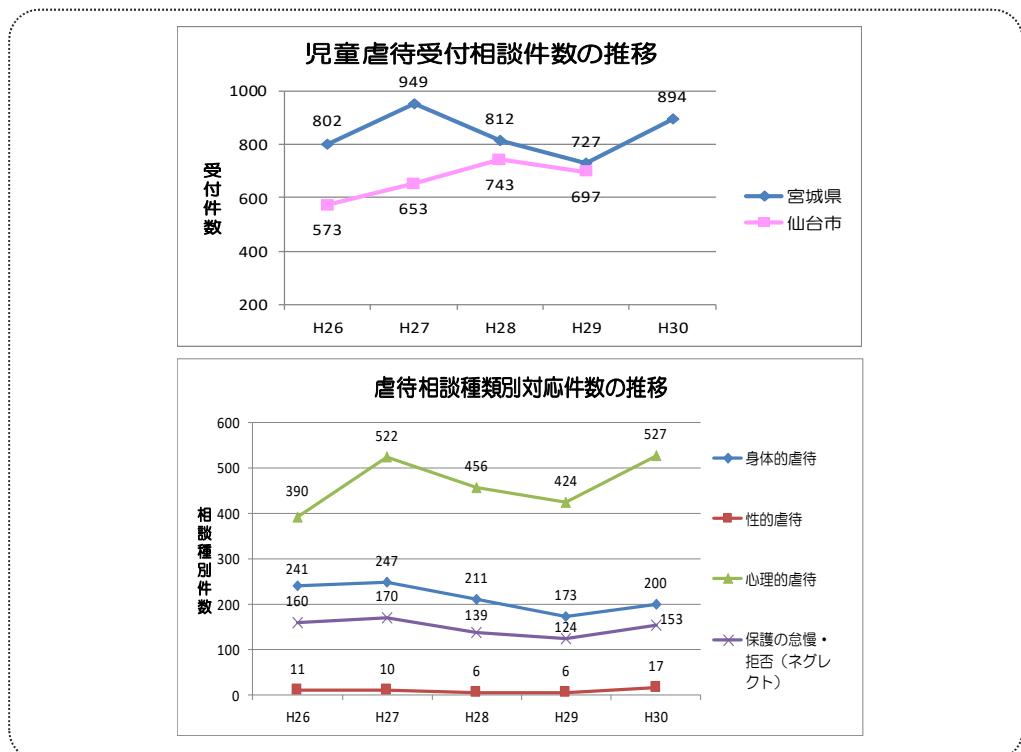
## (2) 児童虐待防止対策の充実

### イ 関係機関の協力体制の構築

#### 現状と課題

- ◆各種の児童虐待防止対策を講じているものの、県内の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は増加傾向にあり、依然として多くの児童虐待が発生しています。
- ◆子どもたちをめぐる社会環境が大きく変化する中で適切な支援を実施するためには、関係機関間での必要な情報の交換や支援内容の共有が必要です。
- ◆平成30年度から、児童相談所職員として現職警察官の人事交流を始めるとともに、平成30年7月5日付けで児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定を結び、児童相談所と県警との連携強化を図っています。

#### 【関連データ】



### 【基本的方向性】

- ◆児童相談所を児童虐待防止対策推進の核として、特にその予防対策に重点を置いて推進していくとともに、様々な理由により保護を要する子どもたちを支援していきます。
- ◆要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めています。
- ◆子どもの安全確保を最優先とし、尊い子どもの命が奪われることのないよう、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子ども人権対策事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	関係機関とのネットワーク体制を構築し、虐待予防・早期発見及び被虐待児への援助等を行い、子どもの人権擁護や福祉向上を図ります。
母子保健児童虐待予防事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	市町村などの母子関係従事者への研修や技術支援を行うとともに、支援体制整備に係る検討などを行い、妊娠期から支援を必要とする保護者の早期発見、切れ目ない妊娠・出産・育児支援の充実を図ります。

## □ 児童相談所の適切な関与及び体制の強化

### 【現状と課題】

- ◆子育ての支援と孤立化を防止するため、乳児のいるすべての家庭への訪問を全市町村で取り組んでいます。
- ◆児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の体制強化を行っています。

### 【基本的方向性】

- ◆ネットワークの活用を図りながら、情報連絡会などを実施し、引き続き市町村との連携を図っていくほか、児童相談所の専門的事例対応や市町村支援機能の充実を図っていきます。
- ◆児童相談所による市町村への後方支援は、児童虐待の深刻度に応じて適切に行っていく必要があることから、関係機関は十分な情報収集と正確なアセスメントのもと、共通認識を持ってそれぞれの役割を踏まえた支援を行っていく必要があります。今後、要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図り、関係機関の連携を強化するよう努めています。
- ◆児童相談所において、親族も交えて援助方針を話し合う場を設け、家庭復帰の方向が決まった場合には、要保護児童対策地域協議会を活用して関係する各機関への周知や、見守り体制の整備などにより、親子再統合への取組を推進していきます。

## 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握するとともに、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業 (子ども・家庭支援課)	県 市町村	養育支援が必要と認められる家庭に対して、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
児童虐待防止強化事業 (子ども・家庭支援課)	県	複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図ります。
弁護士支援体制整備事業 (子ども・家庭支援課)	県	児童相談所において、弁護士から法的な助言や協力等を受けながら、深刻化する児童虐待に対応することができる体制の整備を図ります。

## ハ 専門性向上のための取組の推進

### 現状と課題

- ◆虐待予防及び早期発見に向けた保健師等の専門性向上のための研修を実施していますが、虐待防止における市町村の役割が期待されており、更なる専門性の向上が必要です。
- ◆市町村の体制について、市には家庭児童相談室が設置され、相談体制はある程度確保されていますが、町村職員に対して相談のノウハウを含めたより具体的な実践研修が必要です。
- ◆職種による研修が主であり、その職種が専門性を高め、スーパーバイズ機能を果たすという効果は期待できる一方で、実際に虐待の発見・対応の最前線にいる保育士、幼稚園や学校の教員間の虐待に対する共通認識が進まないことも課題となっています。

### 基本的方向性

- ◆虐待防止についての地域における体制づくりが進んできており、その中でケースに基づいた研修などを実施し、一層の活動の充実を図っていくとともに、職種別の基礎又は専門研修とは別に、地域での複数の関係職種による集団的な対応を可能にする実務的な研修実施も検討していきます。
- ◆児童相談所等は、一義的な相談機能を担う市町村に対して、技術的な支援も含めた後方支援をより一層強化していきます。

## 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
人権問題啓発事業（再掲） (子ども・家庭支援課)	県	地域住民の人権問題に対する正しい認識を広め、基本的人権の擁護に資することを目的に、研修会を開催します。
子ども人権対策事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	子どもの人権擁護や福祉向上を図るため、虐待防止のための啓発物の配布や関係機関とのネットワークの強化、研修会の開催などを行います。

児童虐待防止強化事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図ります。
-----------------------------------	---	---

## 二 児童虐待による重大事例の検証による再発防止

### 現状と課題

- ◆県が設置する社会福祉審議会において、虐待による児童死亡事例などの検証作業を行い、有識者による審議を経て、事例の検証結果及び再発防止策のための提言を報告書にまとめています。
- ◆虐待による児童死亡事例などの再発防止のためには、報告書により提言された内容を、児童虐待の最前線にいる支援者のみならず、県・市町村を含めた支援機関全てが共通認識を持ち、実行していく必要があります。

### 基本的方向性

- ◆市町村に設置された要保護児童対策地域協議会において、当該報告書に基づいた研修会などを実施することにより、虐待による児童死亡事例の再発防止に努めていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (子ども・家庭支援課)	県	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、研修会の実施などにより調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

### (3) 社会的養護体制の充実

## イ 家庭養育の推進

### 現状と課題

- ◆様々な理由により保護を要する子どもに対応するため、児童養護施設や里親制度があります。
- ◆東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯については、親族里親又は養育里親として認定し、経済的支援を行っていますが、今後も里親に対して、継続的に様々な支援をしていく必要があります。
- ◆子どもの健やかな成長には、家庭と同様の養育環境において養育されることが大切であり、里親の下で養育されるのが望ましいですが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にあります。

### 【基本的方向性】

- ◆「宮城県社会的養育推進計画」に基づき、保護を要する子どもが、家庭と同様の養育環境で養育されるよう里親等への委託を推進するほか、市町村における子ども家庭支援体制の構築に向けた支援などの取組を推進していきます。
- ◆保護を要する子どもが、家庭と同様の養育環境で養育されるよう、里親の下での養育を推進していきます。
- ◆東日本大震災により親を失った子どもの親族里親又は養育里親に対しては、養育負担の軽減を図るため、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や意見交換会などの開催やベテラン里親による支援など、細やかな対応に努めています。
- ◆里親の下での養育の推進に加えて、児童間の相互交流を活かしつつ、家庭における養育環境と同様の養育を行うファミリーホーム事業を推進します。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
里親等支援センター事業 (子ども・家庭支援課)	県	家庭による養育を推進するため、里親制度の普及、里親委託の促進、支援ネットワークの構築などを行います。 また、震災の影響によって里親子となった世帯を対象とした交流会を開催し、養育不安の軽減など支援を行います。

## □ 施設機能の見直し

### 【現状と課題】

- ◆児童養護施設などには、虐待を受けた子どもの入所が増加していますが、他者との関係性を回復させるためのケアや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされています。
- ◆児童養護施設に入所している子どもの中には、実親の死亡・行方不明等により長期にわたり家庭復帰が見込めない子どもがいます。これらの子どもの社会的自立を促進するため、家庭的な環境の中で生活体験を積む必要があります。
- ◆児童養護施設などには、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設がありますが、これらの施設には、老朽化や定員に余裕のない施設があり、今後、施設整備が必要です。

### 【基本的方向性】

- ◆地域小規模児童養護施設の設置や里親委託の推進により、子どもをより家庭的な環境の中で養護していきます。
- ◆児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については、施設の老朽化や入所児童数の動向を踏まえ、施設整備の検討を行い、入所している子どもへの支援の充実を図っていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童保護措置費 (子ども・家庭支援課)	県	児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化、機能転換を推進し、社会的養育体制の充実を図ります。

## ハ 家庭支援機能の強化

### 現状と課題

- ◆児童家庭支援センターにおいて、地域の児童福祉に関する住民等からの様々な相談対応・助言等を行っているほか、母子生活支援施設においては、様々な事情で入所している母と子に対して、心身と生活を安定化するための相談援助を行い、自立を支援しています。
- ◆近年、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）による被害等の相談が増加していることから、これらの施設の地域での役割や関係機関との連携強化がより重要となっています。

### 基本的方向性

- ◆児童家庭支援センターにおいては、併設する児童福祉施設職員の専門性をより有効に活用できるよう、市町村や児童相談所との連携強化を図ります。
- ◆母子生活支援施設においては、DV被害による入所者の割合が多くなっていることから、保健福祉事務所や女性相談センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めています。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童家庭支援センター運営事業費 (子ども・家庭支援課)	県	地域の子どもに関する問題について、子ども、家庭その他地域住民などからの相談に応じ、児童相談所と連携を図りながら、助言・指導等を行います。

## 二 自立支援策の強化

### 現状と課題

- ◆児童養護施設等を退所した児童の自立を支援するために、生活支援費、家賃支援費、資格取得費等の自立支援資金の貸し付けを行っているほか、支援計画作成や生活相談及び就労相談など、個々の状況に応じて必要な支援を実施しています。

### 基本的方向性

- ◆引き続き貸付事業や相談事業を実施し、児童養護施設等を退所した児童の自立支援に努めています。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童養護施設等退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子ども・家庭支援課)	県	児童養護施設等を退所した者のうち、保護者がいない、又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費などを安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額や生活費の貸付を行います。

## 木 人材確保のための仕組みの強化

### 現状と課題

- ◆福祉の現場における多種多様なニーズに対応するため、児童相談所や保健福祉事務所の職員を外部機関で実施する研修に派遣しています。

### 基本的方向性

- ◆今後も専門性が高い外部機関の専門研修などに職員を派遣し、職員の資質の向上を図っていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
児童虐待防止強化事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図ります。

## ヘ 子どもの権利擁護の強化

### 現状と課題

- ◆児童福祉施設等で、職員等により措置児童に対する虐待が発生した場合には、「宮城県被措置児童等虐待対応方針」に基づき迅速に対応を行い、子どもの権利擁護の強化及び再発防止に努めています。
- ◆本県では、福祉サービス第三者評価を推進するため、第三者評価機関の認証や福祉サービス利用者や事業者に対する情報提供を行っています。

### 基本的方向性

- ◆児童福祉施設に対し、施設内での虐待予防について周知徹底を図るとともに、被措置児童等への子どもの権利についての学習機会の確保を図っていきます。
- ◆施設職員や関係機関職員に対し、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修等の開催により、職員の資質向上を図るとともに、関係機関の連携強化を進めていきます。
- ◆福祉サービス事業者が第三者評価を受審しやすい環境の整備に努め、受審を促進していきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子ども人権対策事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	子どもの人権擁護や福祉向上を図るため、虐待防止のための啓発リーフレットの配布や関係機関とのネットワークの強化、研修会の開催などを行います。

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

##### 現状と課題

- ◆我が国における平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、悪化のピークであった平成24年から減少傾向にはあるものの、現在、日本の子どもは7人に1人が貧困状態にあると言われています。
- ◆本県においては、生活保護被保護人員数は年々増加している中、19歳以下の被保護人員は4千人弱となっており、多くの子どもたちが困難な状況にある家庭で生活しています。
- ◆親の貧困が子どもの貧困につながる、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るため、保護者と子どもそれぞれに状況に応じた支援が必要です。

##### 貧困率の状況

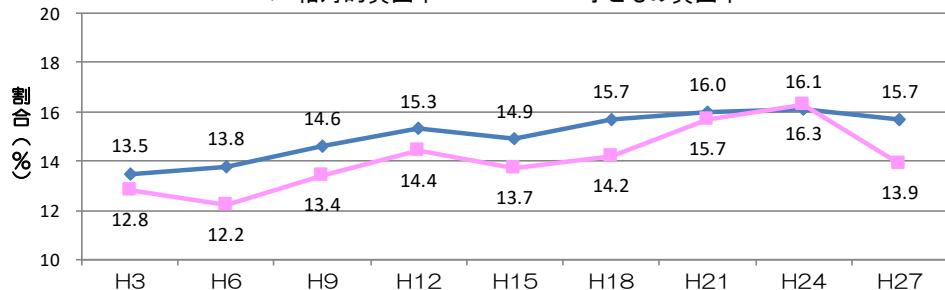
(単位：%)

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9

国民生活基礎調査より

##### 貧困率の年次推移

● 相対的貧困率 ● 子どもの貧困率



##### 基本的方向性

- ◆「宮城県子どもの貧困対策計画」において推進する施策に基づき、生活・教育・就労・経済的支援に取り組み、子どもが生まれ育った環境によって左右されず、夢と希望を持てる成育環境づくりを推進していきます。

##### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもの学習・生活支援事業 (社会福祉課)	県	生活保護世帯等生活に困窮する世帯に属する小学校4年生から高校3年生までの者を対象に、県内各拠点において、学習・生活支援を行います。

## (5) ひとり親家庭支援の推進

### 現状と課題

- ◆ひとり親家庭は、子育てや生計の担い手など様々な役割を一人で担っており、生活面や経済面での負担が大きく、きめ細かな支援が必要です。
- ◆県は、ひとり親家庭等に対し、経済的支援や資格取得講習、就業支援セミナーの開催等により就業を支援しています。

### 基本的方向性

- ◆「宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組み、ひとり親家庭が自立して安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (子ども・家庭支援課)	県	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、無利子又は低利で資金の貸付を行い、経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉向上を図ります。
ひとり親家庭等自立促進対策事業 (子ども・家庭支援課)	県	ひとり親家庭の親に対し、就業支援や資格取得促進のための給付、弁護士による無料法律相談等を行い、子育てをしながら自立した生活ができるよう支援します。
ひとり親家庭支援員設置事業 (子ども・家庭支援課)	県	ひとり親家庭支援員を設置し、ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、自立に必要な助言・支援等を行うとともに、支援員の資質向上を図ります。
遺児等サポート奨学金事業（再掲） (教育庁総務課)	県	東日本大震災以外の要因により保護者を亡くした小学生及び中学生の修学を支援することを目的として、当該小学生及び中学生に対し奨学金を給付します。

## (6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備

### イ 障害児施策の充実

#### 現状と課題

- ◆発達障害がある子どもは、幼児期から成人期まで切れ目のない支援が必要とされていますが、早期発見・早期療育につながる体制や支援機関同士の連携が十分とはいえない状況にあります。
- ◆発達障害の診療・診断ができる医療機関が限られており、人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆専門医療機関での医療提供後の地域における生活支援や日頃のケア、就学就労支援など将来を見据えた自立と社会参加を全般的に支援していくための連携体制が必要です。
- ◆特別支援学校においては、重複障害や医療的ケアの対象児童生徒が増加しており、教員の障害に関する専門知識・技能等の向上が求められているほか、関係機関との連携を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図る必要があります。

### 【基本的方向性】

- ◆市町村を始めとする関係機関と連携し、発達障害のある子どもと保護者が、身近な地域で支援を受けられる体制を整備します。
- ◆心の問題を抱える子どもやその保護者、関係者に対して、児童精神科医による専門的・多面的な支援を充実していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を目指し、診療所の体制の充実や関係機関との連携を図っていきます。
- ◆市町村が実施する乳幼児健康診査に関する担当職員研修や健診の評価などにより、市町村に対し、質の高い健診実施に向けた支援を行うとともに、障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業など、障害児の受入れを促進していきます。
- ◆疾病や障害のある幼児、児童、生徒が適切な特別支援教育が受けられるよう、また、現在受けている教育を継続して受けられるよう、保健・福祉・教育が連携を強化し、支援体制の整備に取り組んでいきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
発達障害者支援センター運営事業 (精神保健推進室)	県	医療・教育・福祉を始めとする関係機関と連携しながら、発達障害児者及び家族への相談支援、支援者の育成、普及啓発などの総合的な支援を行います。
障害児等療育支援事業 (精神保健推進室)	県	障害児が身近な地域で療育支援を受けられるよう、各圏域に配置を進める発達障害者地域支援マネジャーとも連携しながら、訪問や来所による相談、支援者への助言を行います。

## □ 小児医療の充実と医療的ケアが必要な子どもの療育支援体制の整備

### 【現状と課題】

- ◆小児初期救急医療は、在宅当番医制や休日夜間急诊センターなどで休日及び夜間の対応をしていますが、仙台圏域以外では十分な体制をとれない地域もあり、小児初期救急医療体制の整備が課題となっています。
- ◆小児慢性特定疾病児童などの医療的ケアが必要な子どもや保護者への支援など、困難を抱える家庭へのより専門性の高い支援体制が求められています。
- ◆濃厚な医療を必要とする子どもの在宅でのケアは、家族の献身的な負担で成り立っており、家族の負担軽減を目的としたサービスを希望する声が多い一方で、サービス提供が不十分な地域があります。

### 【基本的方向性】

- ◆二次医療圏を中心に平日夜間・休日の小児救急医療体制を整備するとともに、保護者等に対して、初期救急時の対応に関する情報を提供し、不安軽減を図るなど救急医療機関への適切な受診の啓発に努めます。
- ◆小児慢性特定疾病などの疾患を持つ子どもやその家族に対して、適切な療養の確保、必要な情報の提供等ができる体制を整備するとともに、関係機関と連携を図りながら長期療養児とその家族の療養環境に応じた支援を実施し、健康の保持増進及び自立の促進を図ります。

◆医療依存度の高い子どもに対応できる医師、訪問看護師を育成・支援するほか、子どもやその家族が地域で孤立しないように、地域の医療・福祉体制の充実・強化に努めます。

【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
こども夜間安心コール事業 (医療政策課)	県	夜間の子どもの急病時に電話相談できる窓口を開設し、看護師が対処方法や受診の必要性等の助言を行います。
小児慢性特定疾病医療費助成事業 (疾病・感染症対策室)	県	慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を目的として、その治療方法の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、医療費の自己負担分を助成します。
小慢さぽーとせんたー事業 (疾病・感染症対策室)	県	小児慢性特定疾病をお持ちの方やそのご家族等からの療養上、日常生活上での悩みや不安などに関する相談・支援を行います。

## 6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進

### (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

#### 現状と課題

- ◆就労を希望する女性が増加する中で、子どもを育てながら働き続ける希望を持つても、現実には多くの女性が出産を機に離職していたり、再就職を希望しても、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくありません。
- ◆労働人口の減少の中で経済発展を進めるためにも、女性の活躍が求められており、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や、相談窓口などでの情報提供、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。
- ◆職場における仕事と子育ての両立を推進するリーダーである「イクボス」の広がりや、法整備による長時間労働の是正により、男性の育児参加を促す制度が導入されていますが、男性の育児休業取得率は低い数値で推移しており、行政・企業・団体等が一体となって取得しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ◆働き方に関するこれまでの考え方や仕組みの改革を進め、仕事と家庭の両立を推進するには、労働者及び事業主への多様な働き方の普及啓発と、男女がともに責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を念頭に置きながら、意識改革に取り組んでいく必要があります。

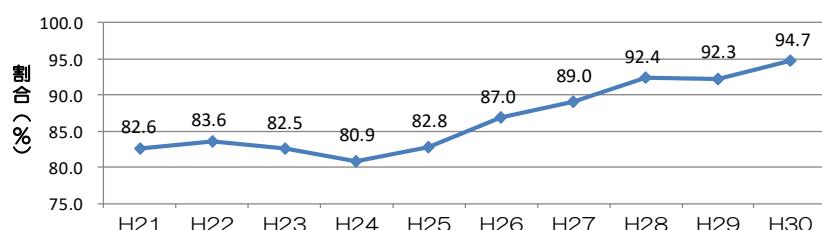
#### 【関連データ】

宮城県内における育児休業制度の規定のある事業所の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体	82.6	83.6	82.5	80.9	82.8	87.0	89.0	92.4	92.3	94.7

H21～H30宮城県 労働実態調査より

宮城県における育児休業制度の規定のある事業所の割合の推移

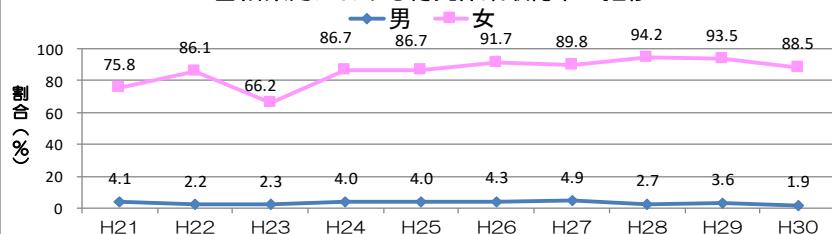


宮城県内における育児休業取得率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
男	4.1	2.2	2.3	4.0	4.0	4.3	4.9	2.7	3.6	1.9
女	75.8	86.1	66.2	86.7	86.7	91.7	89.8	94.2	93.5	88.5
総数	31.4	33.9	24.8	37.1	37.1	40.6	43.2	30.5	45.6	35.0

H21～H30宮城県労働実態調査より

宮城県内における育児休業取得率の推移



### 【基本的方向性】

- ◆家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談内容の多様化・複雑化により、相談員に幅広い知識が求められているため、研修等により資質の向上を図っていきます。
- ◆「働き方改革」に取り組む企業の様々な事例やメリットを収集し、情報発信することにより、県内企業の自主的な「働き方改革」への取り組みや風土醸成を図っていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
男女共同参画相談事業 (共同参画社会推進課)	県	「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、効果的な研修の実施により相談員のスキルアップを図ります。
いきいき男女共同参画推進事業 (共同参画社会推進課)	県	「女性のチカラを活かす企業認証制度」やシンポジウムの開催を通じ、企業における女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスを推進します。
地域女性活躍推進事業 (共同参画社会推進課)	県 市町村	経済団体、関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって女性が活躍しやすい環境の整備を推進します。
子育てにやさしい企業支援事業 (子育て社会推進室)	県	いきいき男女共同参画推進事業と連携し、従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業を「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」として表彰します。
働き方改革促進事業 (雇用対策課)	県	「働き方改革宣言企業・実践企業」の取組をポータルサイト上で紹介し「働きやすい」と思える企業の拡大を目指します。

### （2）両立を支援する教育・保育の提供の充実

#### イ 就労を支援する教育・保育施設等の確保

##### 【現状と課題】

- ◆都市部を中心に、女性就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別には3歳未満の低年齢児が多い傾向にあります。
- ◆女性の社会進出や経済的理由など、子どもが生まれても働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のためには、待機児童の解消や多様なニーズに応じた支援の充実が喫緊の課題となっています。さらに、令和元年10月から開始された幼児教育無償化による利用ニーズ拡大への対応も求められています。
- ◆一方で、都市部を除く地域の一部においては、少子化により入所人員が定員に満たない保育所等も存在しています。
- ◆増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育所等の整備だけでなく、保育士の確保が大変重要です。
- ◆子どもの小学校入学とともに離職する、いわゆる「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの定員拡大が進められていますが、待機児童の解消には至っていません。

### 基本的方向性

- ◆保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行っていきます。
- ◆待機児童の解消に向けて、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に関する制度の周知や移行支援などにより、施設整備や既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆待機児童が比較的多い都市部における受け皿の確保や、働き方に応じた柔軟な保育サービスなど、ニーズに応じた対応を図るため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育あるいは企業主導型保育事業の展開を促進するなど、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆保育士の処遇改善など、労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、人材の確保に努めています。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
待機児童解消推進事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する保育所整備等に対して財政支援をすることなどにより、保育を必要とする子どもの受け皿確保を図ります。
認定こども園整備事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県 市町村	認定こども園を整備する市町村、社会福祉法人及び学校法人に対して財政支援を行い、設置を促進します。
認定こども園設置促進事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県	認定こども園への移行を進める事業者に対して、移行に要する経費を支援し、設置を促進します。
保育士・保育所支援センター事業 (再掲) (子育て社会推進室)	県	潜在保育士の就業支援や保育士等からの相談に応じるコーディネーターを配置し、保育士の安定確保を図ります。
地域子ども・子育て支援事業 (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）に対して財政支援を行います。

### □ 延長保育及び病児・病後児保育などの多様な保育ニーズへの対応

#### 現状と課題

- ◆就労機会の増加や就労形態の多様化等により、保育所等における通常の利用時間以外に保育を行う延長保育、幼稚園における教育標準時間の前後及び長期休業期間などの一時預かり保育、病院・保育所等に付設された専用スペース等における病児への看護師等による保育など、多様なニーズに対応する必要があります。
- ◆放課後児童健全育成事業は、利用対象が拡大されましたが、利用児童数の増加に伴う待機児童や地域による利用者の偏り、開所施設の設備、開所時間、質の向上が課題となっています。

### 【基本的方向性】

- ◆県は、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業<sup>(※)</sup>を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
地域子ども・子育て支援事業（再掲） (子育て社会推進室)	県 市町村	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）に対して財政支援を行います。
私立幼稚園預かり保育推進事業（再掲） (私学・公益法人課)	県	正規の保育時間以外に2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行い、保育機能の充実を図ります。
私立幼稚園長期休業日預かり保育推進事業（再掲） (私学・公益法人課)	県	長期休業日（7～8月夏季休業期間）に、1日2時間以上の預かり保育を継続的に実施する私立幼稚園に対して財政支援を行います。

### 【(3) 結婚を支援する取組の推進】

#### 【現状と課題】

- ◆少子化の要因の一つとされている未婚化、晩婚化が進行していますが、その背景には若い世代の結婚や家族に関する価値観の多様化や、結婚を希望しながらもその希望が叶わない男女がいることがあげられます。
- ◆将来、結婚し子どもを生み育てることを希望する人が、着実にその歩みを進めるため、結婚や家族を築くことに対して前向きになれるよう、結婚に関する機運の醸成を図るとともに、結婚したい男女の出会いの場づくりを支援することが必要です。

#### 【基本的方向性】

- ◆若い世代に対し、結婚や家庭を持つことの喜びを伝え、結婚について前向きになれるよう、結婚を希望する男女が、その歩みを進めるための後押しとなる啓発の取組を実施します。
- ◆結婚したい男女の出会いの場づくりを支援するため、結婚に関するイベントやセミナーの情報提供を行い、出会いにつながるサポート体制の充実を図ります。また、市町村が実施する結婚支援の取組を支援するとともに、企業や関係団体と連携し、それぞれの取組を広く情報発信していきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
みやぎ青年婚活サポートセンター運営事業 (子育て社会推進室)	県	結婚支援業務を総合的に行う、婚活サポートセンターを設置し、結婚を希望する男女が成婚につなげるための結婚相談及びマッチング支援、婚活イベント等を実施します。

## 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

### (1) 子育てを支援する生活環境の整備

#### イ 子育てしやすい居住環境の整備

##### 現状と課題

- ◆子育て家庭への居住の安定支援が求められていることから、県営住宅においては、特定目的住宅（5人以上の世帯、4人以上で3世代以上を構成する世帯等を対象とした多家族世帯向指定住宅及び未成年の子どもを3人以上扶養している母子・父子家庭等を対象とした特別割当住宅等）の募集を実施しています。
- ◆少子高齢化の進行により人口構成もこれまでとは異なってきており、年齢や家族構成等によって変化する住宅に対する要請が今後多様化・顕在化していくと考えられます。
- ◆公的賃貸住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的な整備を支援しています。

##### 基本的方向性

- ◆県営住宅における戸数枠設定による特定目的住宅の募集を継続するとともに、わかりやすい情報提供に努めています。
- ◆「宮城県居住支援協議会」と連携しながら、子育て世帯等、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図っていきます。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
住宅セーフティネット構築推進事業 (住宅課)	県	平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者（※）の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

（※）低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、子どもを養育している者等が含まれる。

#### □ 住みよいまちづくりの推進

##### 現状と課題

- ◆県では、平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、病院や百貨店などの建築物や道路、公園などの公共・公益的施設のバリアフリー化を推進しており、今後も利用しやすい公益的施設を増やしていく必要があります。
- ◆車いす使用者や妊産婦等の歩行が困難な方に対し、県が利用証を発行し、公共施設や商業施設に設置された対象駐車区画を優先的に利用できる「ゆずりあい駐車場利用制度」を運用しています。

##### 基本的方向性

- ◆地域住民、学校など関係機関と連携を図りながら、エスコートゾーンや音響式歩行者誘導装置等の整備など、バリアフリー型交通安全施設整備の拡充を推進していきます。
- ◆今後も引き続き条例を基本的な指針として、その普及と公益的施設のより一層のバリアフリー化を推進していきます。

## 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
人にやさしいまちづくり 推進事業 (交通規制課)	県	地域住民、学校など関係機関と連携を図りながら、バリアフリー型交通安全施設を整備します。
バリアフリーみやぎ推進 事業 (社会福祉課)	県	バリアフリー社会のより一層の形成に向けて、公益的施設のバリアフリー化の促進や、バリアフリー制度の運用、推進を行います。

### (2) 子どもの安全の確保

#### イ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

##### 現状と課題

- ◆通園通学途中や保育所での散歩中に子どもが犠牲になる痛ましい交通事故が発生しています。
- ◆子どもの交通安全を確保するため、交通安全施設などのハード整備のほか、子どもやその保護者に対し、交通ルール・マナーに関する教育及び啓発・指導を継続的に行い、また、地域ぐるみで子どもが交通事故に遭わないよう見守っていく必要があります。
- ◆暴走族のグループ数は平成14年頃をピークに減少してきましたが、いまだ世代交代を繰り返し危険な暴走行為を行っており、今後も暴走族の反社会性・危険性を広く訴えていく必要があります。

##### 基本的方向性

- ◆地域住民や学校など関係機関との連携により、児童生徒の登下校中などの交通安全を一層推進していくとともに、学校周辺におけるゾーン30（※）の整備や通学路等の安全確保に向けた交通環境の整備等を推進していきます。

（※）ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全通行の確保を目的に、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施することをいう。

- ◆発達段階に応じた交通安全教室の開催や交通安全ポスター作文コンクールの実施等を通じて、子どもが自ら交通安全について考え方を機会を設けるなど、交通ルール・マナーの普及・啓発を図っていきます。
- ◆自転車の安全利用の促進や道路の正しい横断の励行、チャイルドシート着用の徹底など、各種交通安全運動を引き続き展開するほか、交通安全指導員の一層の資質向上を図っていきます。
- ◆園外保育（散歩）中の公道通行の安全確保に向け、保育所等に対し、通行経路の安全点検の注意喚起を図り、必要な指導等を行います。
- ◆暴走族を根絶するため、取り締まりを強化するほか、広報活動及び暴走族加入阻止の取組を推進していきます。

## 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
通学路における交通安全施設等整備事業 (交通規制課)	県	関係機関等と連携を図り、学校周辺におけるゾーン30の整備、通学路等の安全整備等児童生徒の交通安全を確保していきます。
交通安全指導員設置運営事業 (総合交通対策課)	県	子どもやその保護者に対し、道路の歩行・横断時や自転車利用時の交通ルール・マナー等に関する指導等を行う交通安全指導員を設置する市町村を支援し、通学時等の安全確保を図ります。
学校安全教育推進事業 (再掲) (スポーツ健康課)	県	学校安全教育指導者の研修会やスクールガード養成のための講習会等により、交通事故防止、犯罪被害防止及び災害被害防止を推進します。

## □ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 現状と課題

- ◆児童生徒の登下校中にわいせつ犯罪や不審者による声掛けなどが発生しています。
- ◆各地域の警察署と防犯ボランティア団体との合同パトロールなどを実施していますが、防犯ボランティアの団体数は、近年、東日本大震災の影響や団員構成員の高齢化等により団体数が減少しており、この活動団体に対する効果的な支援が必要です。
- ◆安全・安心なまちづくりのためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を県民自らが持ち、主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸成する必要があります。
- ◆各学校においては、学校安全計画に基づき、通学路の安全点検及び防犯訓練並びに防犯教室の開催により、児童及び生徒の安全確保や安全管理の徹底に努めるとともに、指導者を対象とした防犯教室指導者講習により職員の資質向上を図っています。

### 基本的方向性

- ◆子どもとその保護者等に対し、登下校時などに危険を感じた際に、保護して警察等に通報する「子ども110番の家」の周知徹底を図るとともに、メール配信やリーフレットの配布などにより、防犯知識の涵養を図っていきます。
- ◆県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るための広報啓発や防犯ボランティアに対する講習会等を開催するとともに、「安全・安心まちづくり」に向けた県民の機運醸成に取り組んでいきます。
- ◆市町村や学校、保護者などと連携しながら、防犯ボランティア活動の活性化を促進するとともに、警察からの働きかけではなく防犯ボランティアが自ら独立・自走する「主体的な自主防犯活動の促進」を図っていきます。
- ◆学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣するとともに、教職員、保護者、地域住民等が連携しながら、犯罪被害防止教室、非行防止教室、学校周辺のパトロール等の活動を展開していきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
安全・安心まちづくり推進事業 (共同参画社会推進課)	県	広報啓発や防犯ボランティアに対する講習会等の開催、安全・安心なまちづくり活動のリーダー養成講座の実施等により、県民自らが主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸成します。
自主防犯ボランティア活動の支援 (生活安全企画課)	県	みやぎセキュリティメールの配信による防犯情報の提供や各警察署と自主防犯ボランティア団体による合同パトロールを実施します。
スクールソポーター事業 (少年課)	県	学校の要請に応じてスクールソポーターを派遣し、学校関係者と連携を図りながら、児童生徒の問題行動への対応や、健全育成活動、犯罪被害防止活動などを支援する活動を実施します。

## ハ 被害に遭った子どもの保護の推進

### 現状と課題

- ◆人格形成の途上にある子どもが犯罪等の被害に遭った場合は、その後の健やかな育成に与える影響が大きく、心のケアに当たっては、悩みや不安を受け止めて相談等に応じ、立ち直りを支援していくことが必要です。
- ◆子ども総合センター附属診療所において、メンタルクリニック事業により、児童精神科医や心理士による診療及び相談を行っています。子どもだけでなく、保護者への助言やグループワークも行いながら、被害に遭った子どもに対するきめ細かな支援を実施しています。
- ◆児童相談所では、相談を受理した児童に対して、必要に応じ心理学的検査や面接、医学的な診察による診断及び判定を行い、さらに児童及び保護者の持つ問題性の解消を図るため、心理学的指導や精神医学的治療などを行っています。また、医療が必要な事例については、子ども総合センター等への診療につないでいます。

### 基本的方向性

- ◆被害に遭った子どもに対しては、その立ち直りを支援するため、関係機関と連携しながら、臨床心理学や精神医学といった高度な知識等を持つ専門家による診療及び相談等を行うなど、きめ細かく効果的なケアの推進を図ります。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもメンタルクリニック事業（再掲） (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センター附属診療所4ヶ所（名取、大崎、石巻、気仙沼）において、心の問題を抱える子どもや家族等に対して、診療及び指導を行います。
子どもティケア事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	子ども総合センターにおいて、精神医学的な関わりを必要とする子どもに対して、集団の場面で、医療・教育・心理的側面からの治療プログラムを提供します。

## 8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

### (1) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援

#### 現状と課題

- ◆学業の不振や、個々の児童生徒が不登校となる要因は様々ですが、被災による家庭環境・経済状況の変化や肉親等を失ったことによる精神的なものなど、震災の影響は幅広く見られます。
- ◆親を亡くしたり、家計が急変した世帯の子どもたちが平等に教育を受け、希望する進路選択ができるよう、長期的な経済的支援が必要です。
- ◆震災により孤児となった子どもの多くは親族に里親委託されましたか、里親が高齢化しており、子どもが自立するまで養育を続けることは困難になることが想定されます。

#### 基本的方向性

- ◆市町村が設置・運営する「子どもの心のケアハウス」の運営支援を行い、不登校傾向にある子どもの複合的なサポートを通じ、学校復帰や社会的自立に向けた支援を促進します。
- ◆親を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、将来への希望をもって成長していくよう、長期的に就学支援金・奨学金を支給します。
- ◆里親支援センター事業により、里親制度の普及啓発、児童の里親委託促進、里親の確保などの支援を行うほか、震災の影響により里親委託となった児童や児童を養育する里親を対象として交流会や研修会等を開催し、養育支援を行います。

#### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金事業（再掲） (教育庁総務課、子ども・家庭支援課)	県	東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒等が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、当該児童生徒等に対し支援金・奨学金を給付します。
みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 (義務教育課)	県	東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒に対して、来所支援の他、学校や家庭での支援を通して学校復帰及び自立支援を目的に市町村が行う体制整備を支援します。
里親等支援センター事業 (再掲) (子ども・家庭支援課)	県	家庭による養育を推進するため、里親制度の普及、里親委託の促進、支援ネットワークの構築などを行います。 また、震災の影響によって里親子となった世帯を対象とした交流会を開催し、養育不安の軽減など支援を行います。

## (2) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実

### 現状と課題

- ◆東日本大震災により被災した子どもだけでなく、震災後の不安定な環境の下で幼児期を過ごした子どもに対する心のケアの必要性が継続していることから、相談体制の充実のほか、ストレスの軽減や困難を乗り越えるための多様な支援が必要となっています。
- ◆震災の影響が考えられる不登校も未だにあり、また震災の影響が考えられる問題行動が増加しているなど、不安を抱えた子どもたちに対する学校での相談体制の充実のほか、成長に応じて寄り添った多様な支援が必要となっています。

### 基本的方向性

- ◆被災した子どもやその保護者に対しては、市町村、みやぎの心のケアセンター、学校、精神科医療機関等関係機関と連携しながら、医療的な支援も含めた心のケアに関する幅広い支援を実施していきます。
- ◆震災の影響をうけた児童生徒の心の問題は、複雑化・多様化しており、学校だけでは対応が困難なケースもあるため、学校・家庭・関係機関が連携したネットワークを構築し相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする児童生徒が在席する学校には「心のケア支援員」を配置するなど、児童生徒・保護者に寄り添った支援を行います。
- ◆震災後、被災した子どもやその保護者等に対しては、県・市町村・学校等関係機関と連携しながら、医療的ケアを含めた心のケアに関する幅広い支援を実施してきましたが、震災から時間がたってから、心の問題が表面化する子どもや保護者が多く、中長期的な取り組みが必要なため、継続的に子どもの心のケアに関する支援を実施していきます。

### 【推進する主な事業】

事業名	実施主体	事業内容
子どもの心のケア地域拠点事業 (子ども・家庭支援課)	県	みやぎ心のケアセンターにおいて、震災で被災した子どもと保護者の心の健康を取り戻すために子どもや子どもに直接関わる支援者からの相談に応じています。また、子どもの心のケアに関する各種研修を実施しています。
いじめ・不登校等対策推進事業 (再掲) (義務教育課)	県	本県の喫緊の課題であるいじめや不登校などの解決のため、訪問指導員の派遣やスクールソーシャルワーカーの配置をはじめとした、児童生徒や家庭、学校への支援体制の充実を図ります。

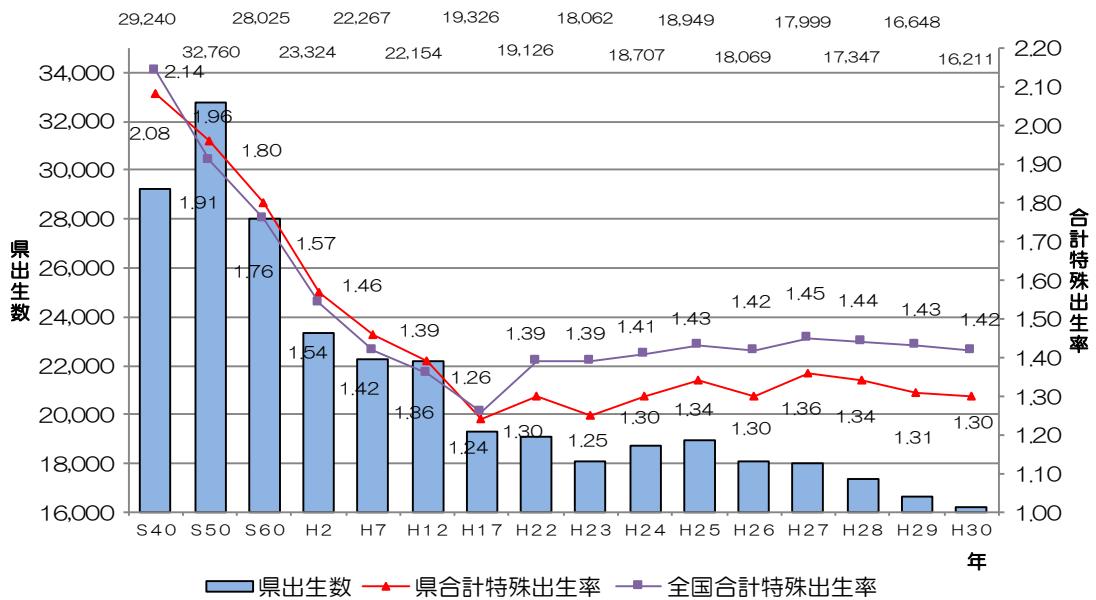
V 指 標



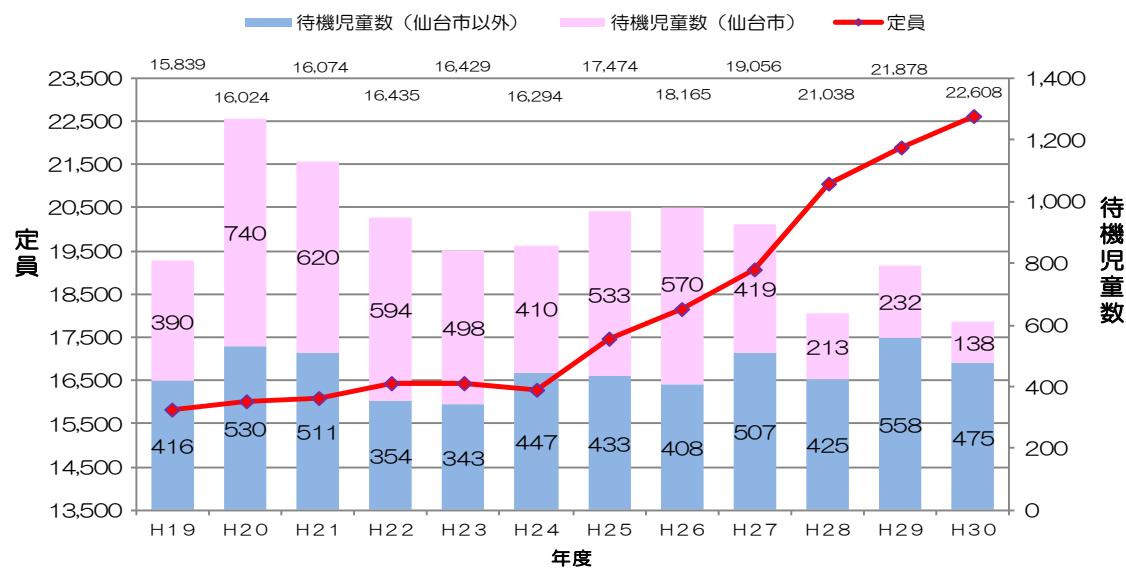
## V 指標

本計画では、合計特殊出生率及び保育所等利用待機児童数の2項目を、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標とします。

### 1 合計特殊出生率



### 2 保育所等利用待機児童数





## **VI 資 料 編**

- 県及び市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策など
- 各種統計資料から見る宮城県の少子化等の状況など



- ・区域の設定
- ・教育・保育の量の見込みと確保方策

## 1. 県全域

(単位：人)

【3～5歳：学校教育のみ】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
確認を受けない幼稚園					
(②-①)	○	○	○	○	○

【3～5歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
③その他の施設等 <sup>1</sup>					
(②+③)-①	○	○	○	○	○

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

【0歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
③特定地域型保育事業					
(②+③)-①	○	○	○	○	○

【1・2歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
③特定地域型保育事業					
(②+③)-①	○	○	○	○	○

## 2. 各区域（市町村）

【3～5歳：学校教育のみ】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
確認を受けない幼稚園					
(②-①)	○	○	○	○	○

【3～5歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
③その他の施設等 <sup>1</sup>					
(②+③)-①	○	○	○	○	○

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

【0歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
③特定地域型保育事業					
(②+③)-①	○	○	○	○	○

【1・2歳：保育の必要性あり】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②特定教育保育施設					
③特定地域型保育事業					
(②+③)-①	○	○	○	○	○

